

18 家畜診療所（法第96条の2・第117条・第126条・第132条）

家畜共済制度の発足と同時に設置が奨励された家畜診療所は、共済家畜の診療及び損害防止はもとより家畜共済事業の推進にも大きな役割を果たしてきたが、一般の家畜衛生及び飼養管理の指導面においても農家に密着した畜産施設として高く評価されるに至っている。

しかしながら、近年、家畜分布の変化、多頭飼養化の進行等家畜事情が変化する一方、経済事情や共済制度をとりまく諸条件も変化しつつあるので、短期的な収支や従来の経緯のみにとらわれることなく、現状の分析によつて当面の問題点を吟味し、創意と努力によつて運営の改善を図り、長期的な展望をもつて計画的に経営基盤を整えていく必要がある。

（1）目的及び設置

診療所は、診療給付、共済家畜の損害防止等を行い、もつて組合員等の負担の軽減と受益の増進を図ることを目的とする。

診療所は、農業共済団体等が総会（総代会）又は議会の承認を経て設置する。

2以上の農業共済組合が共同して診療所を設置することもできるが、この場合は、運営を担当する農業共済組合は、財産の帰属、出費及び費用の負担関係を別に定めておく必要がある。

知事は、診療所の設置、移転、廃止等に当たっては、必要に応じて農業共済保険審査会の意見を聞いて指導する。

（2）業務

診療所の行う業務は、次のとおりとする。

- ア 共済家畜の診療
- イ 損害防止
- ウ 引受検査及び評価
- エ 家畜共済の普及及び加入の推進
- オ 畜産諸施策に対する協力
- カ その他目的達成のため必要とする業務

診療所は、診療の求めに応じて診療の給付を行い、損害防止事業の実施の中心となることはもとより、家畜衛生、飼養管理等についても積極的に指導することが望ましい。

（3）規模

診療所は、自立安定経営を図るものとし、診療区域内の保険関係は原則として「ロ」の保険関係とする。

診療所の経営は、その人員及び施設と診療区域内の加入頭数ないし診療頭数とが均衡することが必要であるが、1人の獣医師が診療のため完全に稼働するためには、平均的には年間新患畜頭数600頭以上及び肉用牛換算加入頭数1,500頭以上の頭数が必要である。

診療の季節的な繁閑については、診療業務以外の業務を計画的に織り込むことによつて事業量の平均化を図ることが必要である。

（注）肉用牛1に対し、乳用牛3、馬3及び種豚1の指数を用いて、牛、馬及び種豚の頭数を肉用牛頭数に換算する。

（4）職員

家畜の診療を担当する獣医師は2名以上、可能ならば事務職員を併せて配置し、専門化、分担、協力等によつて診療能率の向上と勤務の適正化を図ることが望ましい。

診療所職員の人件費は、少なくともその大部分は共済掛金乙によつて賄われること

が望ましい。

獣医師については同種同類の職種相当の待遇を図ることが必要である。

(5) 施設

器具機械の整備、更新、保存等に努めるとともに、診療用車両の充実を図り、診療の集団的实施及び損防事業その他の事業の計画的実施によつて業務の能率の向上を図る必要がある。

(6) 診療費

加入家畜の共済事故に係る診療費の算定は、点数制による。なお、初診料については適正な額をあらかじめ定めておく必要がある。

非加入家畜の診療費及び加入家畜の事故外の診療費の算定は点数制によるを要しない。

(7) 収支

ア 診療所が共済家畜を診療したときは、共済金等を支払ったものとみなされているので、このような診療行為に関する経理は、家畜共済に関する勘定で処理することとなる。しかし、診療所の土地、建物及び構築物については、一般的な資産として業務の執行に要する経費に関する勘定で処理することとしている。また、診療行為に必要な人員機材等を使用して損害防止等を行つた場合で、診療以外に要した費用を区分することが困難な場合は、それらの費用も含めて家畜勘定で処理することとなる。

イ 診療所の収支は毎年度均衡することが望ましい。このため、診療所規模の適正化、加入頭数の増加、共済金額の増額、損防事業の積極化、医療品の節減、共済掛金率乙の適正化等を図るほか、診療業務以外の業務を計画化してその収入を図る等の措置が必要である。

収支の均衡がとれないため存続が困難である場合には、統廃合による合理化を図ることが必要である。

ウ 診療所の収支を均衡させるためには、診療所の業務の内容ごとに、原則として経費に見合う財源が必要となるので、次に業務別の収支の内容を、保険関係が「ロ」であることを前提として記載する。

(ア) 診療

(a) 共済事故

医薬品費、医療用消耗品費、医療用器具機械及び往診用車両の修理費及び償却費並びに往診用車両の燃料費又は往診時の乗車船賃（以下「直接費」という。）の財源は、保険金相当額及びこれに対応する組合等の責任保留分に係る病傷事故診療収入である。このほかに、初診料及び共済金給付限度額超過分に係る病傷事故診療収入にも含まれている。

人件費等の、直接費以外の診療費（通常「間接費」という。）の財源は、共済掛金乙相当額であり、このほか、初診料及び共済金給付限度額超過分にも含まれている。

(b) 共済事故外

妊娠鑑定等の疾病傷害以外の診療や家畜共済の加入していない家畜の診療に係る費用の財源は、病傷事故外診療収入である。

(イ) 損害防止

診療所の人員及び器材を使用して損害防止を行つた場合、それに要した人件費、燃料費等で、他と区分して経理することが通常困難なものについては、損害防止業務に対応する部分を業務勘定から受け入れる。

また、修理費及び旅費で、経理上区分し難い場合も同様とする。

(ウ) 家畜共済一般業務

診療所の人員及び器材を使用して家畜共済の普及及び加入の推進、引受検査及び評価、事故確認及び審査等の家畜共済一般業務を実施した場合、それに要した人件費、燃料費等で、他と区分して経理することが通常困難なものについては、家畜共済一般業務に対応する部分を業務勘定から受け入れる。また、修理費及び旅費で、経理上区分し難い場合も同様とする。

(エ) 畜産諸施策への協力

防疫、生産振興等の畜産諸施策に、診療所の人員及び器材を使用して協力した場合は、行政庁等からの補助金、業務勘定からの受け入れ等を財源とする。

(8) 他機関との協調

診療所は、畜産・衛生関係の施設及び団体との連絡協調に努め、その地域における畜産振興のセンターとしての役割りの一端を担うこととする。

(9) その他

診療所の運営に関する細部は、別に定める運営規則により行うものとする。

農業共済団体等家畜診療所運営規則（例）

1 総則

（目的）

第1条 この連合会（組合、市町村）は、保険規程（共済規定、条例）第○条の規定により設置した家畜診療所（以下「診療所」という。）の適正な運営を図るため、この規則を定める。

（備考）共同診療所の場合には、次の例により規定すること。

第1条 この組合は、共済規程第○条の規定により○○農業協同組合、○○農業共済組合及び○○農業共済組合（以下「関係組合」という。）と共同して設置した家畜診療所（以下「診療所」という。）の適正な運営を図るため、この規則を定める。

（名称、所在地及び主な事業区域）

第2条 診療所の名称、所在地及び主な事業区域は、次のとおりとする。

名 称	所 在 地	主 な 事 業 区 域

（備考）共同診療所の場合には、次の1項を加えること。

2 診療所に係る事務は、○○農業共済組合（以下「担当組合」という。）において行う。

（職員の構成）

第3条 診療所に次の職員を置く。

所長 1名

所員 ○名

2 所長は、診療所の業務を統括する。

3 所員は、所長を補佐して業務を実施する。

（備考）共同診療所の場合には、次の1項を加えること。

4 診療所の職員は、○○農業共済組合の職員とする。

2 業務

（業務の内容）

第4条 診療所は、次の業務を行う。

- （1）共済家畜の診療
- （2）共済家畜に係る飼養管理の指導
- （3）損害防止（一般損害防止及び特定損害防止）
- （4）引受検査及び評価
- （5）家畜共済の普及及び加入の推進
- （6）畜産諸施策に対する協力
- （7）その他目的達成のために必要とする業務

（業務の計画）

第5条 所長は、前条の業務の実施のため毎年度、事業計画に基づき細部の実施計画を作成して連合会会長（組合長、市町村長）に提出するものとする。

3 診療費

(診療費の計算)

第6条 共済事故に係る診療費は、農林水産大臣が定める点数及び1点の価額によつて計算する。ただし、初診料は〇〇〇円とする。

2 共済事故外の診療費、非加入家畜の診療費等にあつては別表に定めるところによる。
(徴収すべき診療費)

第7条 初診料、病傷共済金の累計が年間病傷給付限度額に達した後の診療費、共済事故外の診療費及び非加入家畜の診療費は、診療費等請求書により徴収するものとする。

4 診療所の行う事務

(事故発生通知の受付等)

第8条 事故発生通知、往診依頼の受付等は、原則として所長が一元的に管理する。また、獣医及び家畜人工授精師等（以下「獣医職員等」という。）が直接、診療等の依頼を受けた場合は、原則としてこのことを電話等により速やかに職員（獣医職員等を除く。）に連絡する。

(加入証兼内容通知書の取扱)

第9条 共済家畜の診療を行うに当たっては、加入証兼内容通知書の提示を求め、その確認を行う。

(診療の通知等)

第10条 獣医師が診療（病傷事故に該当するもの及び特定損害防止事業に関するものに限る。）を行つた場合は、診療種別等通知書を2部作成し、副本を診療所で保管するとともに正本を組合員等に交付する。

2 診療所は、疾病又は傷害が転帰したときは、次の書類を当該組合員（家畜共済加入者）の所属する組合（市町村）に提出する。

(1) 病傷事故にあつては診療通知書

(2) 死産事故にあつては死産事故診断書又は検案書

3 獣医職員等が病傷事故外診療等（家畜共済に加入していない家畜の診療、妊娠鑑定等の疾病傷害以外の診療、人工授精、受精卵移植、削蹄等をいう。以下同じ。）を行つた場合は、病傷事故外診療等の都度、病傷事故外診療等の内容及び料金を記した3部構成の複写式の病傷事故外診療費等通知書を作成し、正本を農家（組合員等を含む。以下同じ。）に交付し、副本を農業共済団体等経理担当部署（以下「経理部署」という。）及び診療所に保存する。

(備考)

(1) 連合会診療所にあつては、第2項中「組合（市町村）」の次に「及びこの連合会」を加え、第2項第1号中「診療通知書」を「保険金支払通知書」に改めること。

(2) 共同診療所にあつては、「組合（市町村）」の次に「及び担当組合」を加えること。

(医療品等の取扱い)

第11条 医療品（医薬品及び医療用消耗品をいう。以下同じ。）は、医療品受払簿によりその受払を明確にする。

2 医療器具機械は、医療器具機械台帳により保管を厳重にする。

3 医療品については、毎月の使用量を医療品使用量報告書により翌月10日までに連合会会長（組合長、市町村長、担当組合長）に報告する。

(医療品等の調達)

第12条 医療品の交付を受けようとするときは、医療品等需要申請書を連合会会長（組合長、市町村長、担当組合長）に提出する。

2 緊急必要の場合には、その必要量を現地において購入するものとする。この場合に

は、速やかに緊急購入報告書を連合会会長（組合長、市町村長、担当組合長）に提出する。

（需要申請）

第13条 医療品等の購入申請は、次の区分によつて行ふ。

（１）定期申請

○月ごとに必要量を当該期間の始まる15日前までに申請する。

（２）臨時申請

急を要するときは、その都度申請する。

（医療品等の処分）

第14条 医療品等を紛失又は破損した場合には、速やかに連合会会長（組合長、市町村長、担当組合長）に報告し、指示又は承認を受けるものとする。

２ 医療品等を廃棄又は移管しようとするときは、医療器具機械にあつてはその都度、医療品にあつては購入価格が10,000円以上の場合に限り、連合会会長（組合長、市町村長、担当組合長）の承認を得るものとする。

（診療用車両の使用等）

第15条 診療に用いる車両の使用及び管理については、別に定めるところによる。

（現金の収入）

第16条 農家から徴収する病傷事故外診療等に係る料金及び初診料（以下「病傷事故外診療等料金」という。）については、原則として、現金による受領は行わない。

（備考）

地域における金融機関の設置状況、金融手数料等地域の事情により、現金受領を行わざるを得ない場合にあっては、理事会等に諮つた上で限定的に行ふこと。

（現金収入の報告）

第17条 獣医職員等がやむを得ず現金により病傷事故外診療費等料金を受領する場合には、獣医職員等は、あらかじめ通し番号を付した複写式の病傷事故外診療費等領収書（農家保管用（正本）、経理部署保管用（副本）、診療所保管用（副本）の３部構成）を農家に交付する。獣医職員等は、受領した病傷事故外診療費等料金を受領日の翌日までに、経理部署に持参するか又は経理部署の口座に振り込む。

（現金の支出）

第18条 診療所において支出する現金は、原則として電話料、郵便料、水道光熱費、医療品等緊急購入費及び雑費に限るものとする。

（現金支出の報告）

第19条 診療所は、毎月使用した費用の報告書に証拠書類を添えて翌月５日までに連合会会長（組合長、市町村長、担当組合長）に報告する。

５ 経理

（診療所の経理）

第20条 診療所の経理は連合会（組合、市町村、担当組合）において処理する。

６ 帳簿等

（備付け帳簿）

第21条 診療所に備え付けるべき帳簿は、次のとおりとする。

規程類綴

医療器具機械台帳

診療費請求書綴（写し）

医療品受払簿

小払用現金出納簿

保険金支払通知書（写し）
病傷事故診療通知書
事故外診療通知書
医療品等購入申請書綴（写し）
医療品等送品書綴
報告書綴
往復文書綴
業務日誌
診療簿
検案簿
診断書（検案書）

7 コンプライアンス態勢

（管理職員による内部点検）

- 第22条** 所長等、獣医職員等を管理する職員（以下「管理職員」という。）は、毎月、医療品・精液等の棚卸を実施し、①医療品・精液等の前回と今回の棚卸時の在庫数、②医療品・精液等の受払簿による使用実績や廃棄処分数、③診療簿、病傷事故外診療等による使用実績を突合し、医療品・精液等の使途不明がないかを確認する。
- 2 管理職員は、毎日、獣医職員等に業務日誌を記録させるとともに、毎月、業務日誌と診療簿、診療種別等通知書（副本）、病傷事故外診療等通知書（副本）、診療車両の運行記録との突合を行う等により、獣医職員等の業務内容と往診距離との整合等を把握するものとする。また、適切な業務報告が行われていない場合は、獣医職員等に対し、適切な報告を行うよう指示をする。
- 3 管理職員は、年に2回、農家に対し、病傷事故外診療等料金の現金支払の有無等について聴取調査を行うとともに、農家が保管している診療種別等通知書（正本）及び病傷事故外診療等通知書（正本）と家畜診療所で保管する診療種別等通知書（副本）及び病傷事故外診療等通知書（副本）を突合する。
- 4 管理職員は、獣医職員等が行った診療等に関し、不祥事件が発生した場合又は不祥事件の発生が疑われる場合には、直ちに参事へ報告する。

19 嘱託及び指定獣医師の設置

家畜共済について診療の適正・円滑を図り、もつて家畜共済事業の運営の公正と安定とに資することを目的として、嘱託及び指定獣医師を設置する。

なお、嘱託及び指定制については、次の事項を留意のうえ適正な運用に努めるものとする。

- (1) 組合等及び連合会は、申請者について、都道府県獣医師会長の意見を聴いて嘱託又は指定獣医師契約締結の適否を公正に判断する。解約をする場合もまた同様とする。
ただし、契約期間終了後、引き続き契約を締結する場合は、この限りではない。
- (2) 組合等及び連合会は家畜共済の普及、引受検査、損害防止、事故の確認等に当たっては、嘱託及び指定獣医師の協力を得て事業の推進安定を図るものとし、その計画及び必要経費の予算化に努めるものとする。
- (3) 指定獣医師の診療を受けた場合においても、これによつて組合員等は病傷事故に係る通知義務を免れるものではないから、組合等は組合員等に対して自ら通知させるか、又は当該指定獣医師に依頼して通知させなければならない。
- (4) 指定獣医師契約は、指定獣医師に係る診療費を規制するものではない。
- (5) 嘱託獣医師

ア 契約手続

組合等又は連合会が嘱託契約を締結する場合は、特定組合にあつては組合長が、特定組合以外の組合等にあつては連合会と協議の上団体等を選定し、その長との間に当該契約を締結するものとする。

イ 契約の相手方

契約の相手方は、「ロ」の保険関係に係る地域に診療施設を有するものとする。
契約した相手方に所属する獣医師を嘱託獣医師という。嘱託獣医師は、組合等又は連合会の診療施設に代わつて共済事故に係る診療を行う。

ウ 標識及び公告（公示）

組合等又は連合会は所定の標識を交付し、嘱託獣医師はこれを掲示する。組合等又は連合会は、嘱託獣医師に係る事項を公告（公示）する。

エ 嘱託獣医費

組合等又は連合会は、契約の相手方に対し一定期間ごとに嘱託獣医費を支払うものとする。嘱託獣医費は、嘱託獣医師の診療地帯に係る共済掛金乙の範囲内とし、その額及び支払方法は契約の当事者の協議による。

オ 嘱託診療費

「ロ」の保険金に共済金額の保険金額に対する割合を乗じて得た額に相当する額（又は保険金に相当する額）とし、組合等及び連合会が契約の相手方に対して支払う。

カ 初診料及び限度額超過分の額

加入家畜に係る初診料は、〇〇〇円とする。

限度額超過分は、1点の価額にB種点数（又はその範囲内において契約の当事者が協議して定めた点数）を乗じて得た額から共済金に相当する額を差し引いて得た額とする。

キ 初診料及び限度額超過分の徴収

嘱託獣医師が組合員等から徴収するのを原則とする。

ク 必要事務

嘱託獣医師は、次の事務を行う。

- (ア) 組合等に代わつて組合員等の行う事故発生通知を受理する。

- (イ) 組合等に対して遅滞なく事故発生の通知をする。
- (ウ) 業務日誌（往診順番ごとに組合員等名及び診療頭数を記入）を整備する。
- (エ) 所定の診療簿に記載する。
- (オ) 組合員等の家畜の診療（病傷事故に該当するもの及び特定損害防止事業に関するものに限る。）を行つた場合は、診療種別等通知書を、診療の都度、組合員等に交付する。
- (カ) 所定の診断書又は診療通知書（保険金支払通知書）を所定の期日までに組合等（連合会）に提出する。

ケ 簿冊の備付

嘱託獣医師は、診療簿、医薬品納品書綴及びその他組合等が求める書類を備える。

コ 調査への協力

嘱託獣医師は、組合等又は連合会が家畜共済損害認定準則に基づく損害の額の認定のために必要に応じて行う調査に協力する。

サ 必要事項の指示

組合等及び連合会は、嘱託獣医師に対し病傷事故の取扱いについて関係法令、定款、共済規程、保険規程、条例及び諸通知に基づく必要な指示をすることができる。

シ 嘱託診療費等の削減

クの（イ）又はクの（カ）の事務を行わなかつたときは、組合等又は連合会は、嘱託診療費又は嘱託獣医師費の一部について支払の責めを免れることができる。

ス 有効期間

契約を締結した日から1年又は1年未満の期間とする。

セ 解約

嘱託契約は、次の場合に解約されるものとする。

(ア) 契約の相手方が解約を申し出たとき。

(イ) 組合等又は連合会が次の場合に該当することを理由に解約を申し出たとき。

- ① 嘱託獣医師がこの契約に違反した場合
- ② 嘱託獣医師の行為が獣医師法第8条第2項の適用を受けた場合及び同法第29条に該当した場合
- ③ 嘱託獣医師が組合等又は連合会の指示に従わなかつた場合
- ④ 嘱託獣医師が正当な理由なく、面接による指導又は特定損害防止事業実施に係る協力依頼を拒否した場合
- ⑤ 嘱託獣医師の行為が家畜共済事業の健全な実施を阻害すると認められる場合（診療内容に不正又は著しい不当があつたことを疑うに足る理由があるとき、度重なる指導によつても診療内容に改善が見られないとき等）。

ソ 解約後の再契約

セの（イ）の解約（セの（イ）のいずれかの項目が該当する場合において、セの（ア）による解約を含む。）をした場合にあっては、原則として解約から5年間は当該獣医師と嘱託契約を締結しないこと。ただし、解約に至つた事案の内容等を総合的に勘案し、地域獣医療の確保を図るため特に必要と認められる場合であり、かつ、今後、（イ）の解約理由に規定する違反などをするおそれがないと認められる場合に限り、短縮することができる。

嘱託契約の解約又は再契約までの期間を短縮した場合には、その旨を組合等（特定組合を除く。）は都道府県農業災害補償主務課及び連合会に、連合会は農林水産省経営局保険監理官に、特定組合にあつては都道府県農業災害補償主務課及び農林水産省経営局保険監理官に報告すること。

(6) 指定獣医師

ア 契約手続

組合等が指定契約を締結する場合は、指定獣医師申請書（様式1号）の提出を求め、特定組合にあつては組合長が、特定組合以外の組合等にあつては連合会と協議の上指定契約委任状（様式2号）に基づいて当該連合会の会長を代理人として当該契約を締結するものとする。

イ 契約の相手方

契約の相手方は、原則として診療施設の個人開設者とし、契約した相手方の獣医師を指定獣医師という。

ウ 標識及び公告（公示）

組合等は所定の標識を交付し、指定獣医師はこれを掲示する。組合等及び連合会は、指定獣医師に係る事項を公告（公示）する。

エ 損害額の計算方法

1点の価額にB種点数（又はその範囲内において契約の当事者が協議して定めた点数）を乗じた額とする。

オ 共済金の支払方法

組合員等が共済金の受領を指定獣医師に委任したときは、組合等は指定獣医師に対してこれを支払う。

カ 初診料及び限度額超過分の徴収

指定獣医師が組合員等から徴収する。

キ 必要事務

指定獣医師は、次の事務を行う。

（ア）組合員等の依頼を受けたときは、組合等に対して遅滞なく事故発生のお知らせをする。

（イ）業務日誌（往診順番ごとに組合員等名及び診療頭数を記入）を整備する。

（ウ）所定の診療簿に記載する。

（エ）組合員等の家畜の診療（病傷事故に該当するもの及び特定損害防止事業に関するものに限る。）を行つた場合は、診療種別等通知書を、診療の都度、組合員等に交付する。

（オ）所定の診断書を所定の期日までに組合等に提出する。

ク 簿冊の備付

指定獣医師は、診療簿、医薬品納品書類綴及びその他組合等が求める書類を備える。

ケ 調査への協力

指定獣医師は、組合等又は連合会が家畜共済損害認定準則に基づく損害の額の認定のために必要に応じて行う調査に協力する。

コ 必要事項の指示

組合等及び連合会は、指定獣医師に対し病傷事故の取扱いについて関係法令、定款、共済規程、保険規程、条例及び諸通知に基づく必要な指示をすることができる。

サ 免責

キの（ア）又はキの（オ）の事務を行わなかつたことによつて当該組合員等が免責されたときは、指定獣医師は、組合員等に対して診療費のうちその免責相当額については請求することができない。

シ 有効期間

契約を締結した日から1年又は1年未満の期間とする。

ス 解約

指定契約は、次の場合に解約されるものとする。

(ア) 指定獣医師が解約を申し出たとき。

(イ) 組合等が次の場合に該当することを理由に解約を申し出たとき。

① 指定獣医師がこの契約に違反した場合

② 指定獣医師の行為が獣医師法第8条第2項の適用を受けた場合及び同法第29条に該当した場合

③ 指定獣医師が組合等又は連合会の指示に従わなかった場合

④ 指定獣医師が正当な理由なく、面接による指導又は特定損害防止事業実施に係る協力依頼を拒否した場合

⑤ 指定獣医師の行為が家畜共済事業の健全な実施を阻害すると認められる場合
具体的には、診療内容に不正又は著しい不当があつたことを疑うに足りる理由があるとき、度重なる指導によつても診療内容に改善が見られないとき等が該当する。

セ 解約後の再契約

スの(イ)の解約(スの(イ)のいずれかの項目が該当する場合において、スの(ア)による解約を含む。)をした場合にあっては、原則として解約から5年間は当該獣医師と指定契約を締結しないこと。ただし、解約に至つた事案の内容等を総合的に勘案し、地域獣医療の確保を図るため特に必要と認められる場合であり、かつ、今後、(イ)の解約理由に規定する違反などをするおそれがないと認められる場合に限り、短縮することができる。

指定契約の解約又は再契約までの期間を短縮した場合には、その旨を組合等(特定組合を除く。)は都道府県農業災害補償主務課及び連合会に、連合会は農林水産省経営局保険監理官に、特定組合にあつては都道府県農業災害補償主務課及び農林水産省経営局保険監理官に報告すること。

(様式 1 号)

指定獣医師申請書			
平成		年	月 日
〇〇農業共済組合組合長理事 殿			
(〇〇 市町村長)			
住		所	
診 療 施 設 名			
氏		名 ㊞	
獣医師登録番号			
貴組合（市町村）の指定獣医師として契約いたしたく申請します。			

(様式 2 号)

指定契約委任状			
平成		年	月 日
〇〇農業共済組合連合会会長理事 殿			
〇〇農業共済組合組合長理事		〇〇〇〇㊞	
(〇〇 市町村長		〇〇〇〇㊞)	
別紙のとおり、指定獣医師申請書の提出があつたので、指定契約を締結されたく、その権限を〇〇農業共済組合連合会会長理事〇〇〇〇に委任します。			

(別紙添付 指定獣医師申請書)

嘱託・指定契約書（例）

[嘱託の場合]

〇〇県〇〇郡〇〇村大字〇〇××番地〇〇農業共済組合組合長理事〇〇〇〇（〇〇市町村長〇〇〇〇、〇〇農業共済組合連合会会長理事〇〇〇〇）（以下「甲」という。）は、〇〇県〇〇郡〇〇村大字〇〇××番地〇〇団体の長〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間に、別紙のとおり嘱託契約を締結する。

(別紙)

(1) 標識及び公告（公示）

甲は所定の標識を交付し、嘱託獣医師（以下「丙」という。）はこれを掲示する。
甲は、嘱託に係る事項を公告（公示）する。

(2) 嘱託獣医費

甲は、乙に対し嘱託獣医費として、〇〇円也を支払う。嘱託獣医費の支払方法は、別に甲乙協議するものとする。

(3) 嘱託診療費

甲は、乙に対し嘱託診療費として「ロ」の保険金に共済金額の保険金額に対する割合を乗じて得た額に相当する額（又は保険金に相当する額）を支払う。

(4) 初診料及び限度額超過分の額

加入家畜に係る初診料は、〇〇〇円とする。

限度額超過分は、1 点の価額に B 種点数（又はその範囲内において契約の当事者が

協議して定めた点数) を乗じて得た額から共済金に相当する額を差し引いて得た額とする。

(5) 初診料及び限度額超過分の徴収

丙が組合員(家畜共済加入者) から徴収する。

(6) 必要事務

丙は、次の事務を行う。

ア 甲に代わって共済事故に係る診療を行うとともに、組合員(家畜共済加入者) の行う事故発生通知を受理すること。

イ 甲に対して遅滞なく事故発生の通知をすること。

ウ 所定の診療簿に記載すること。

エ 所定の診断書又は診療通知書(保険金支払通知書) を転帰の日の属する月の翌日の○日までに甲に提出すること。

(7) 簿冊の備付け

丙は、診療簿及び医薬品納品書類綴を備える。

(8) 調査への協力

丙は、甲又は連合会が家畜共済損害認定準則(昭和32年農林省告示第1067号)に基づく損害の額の認定のために必要に応じて行う調査に協力する。

(9) 必要事項の指示

甲及び連合会は、丙に対し病傷事故の取扱いについて関係法令、定款、共済規程、保険規程、(条例) 及び諸通知に基づく必要な指示をすることができる。

(10) 嘱託診療費の削減

(6) のイ又は(6) のエの事務を行わなかったときは、甲は、嘱託診療費又は嘱託獣医費の一部について支払の責めを免れることができる。

(11) 有効期間

この契約は、平成○○年○○月○○日から効力を生じ、平成○○年○○月○○日まで有効とする。

(12) 解約

この契約は、次の場合に解約されるものとする。

ア 乙が解約を申し出たとき。

イ 甲が次の場合に該当することを理由に解約を申し出たとき。

(ア) 丙がこの契約に違反した場合

(イ) 丙の行為が獣医師法第8条第2項の適用を受けた場合及び同法第29条に該当した場合

(ウ) 丙が甲又は連合会の指示に従わなかった場合

(エ) 丙の行為が家畜共済事業の健全な実施を阻害すると認められる場合

上記のとおり契約を締結した証として本書2通を作成して甲、乙ともに記名捺印の上各1通を所持する。

平成 年 月 日

甲	○○農業共済組合組合長理事	○○○○印
	○○市町村長	○○○○印
	○○県農業共済組合連合会会長理事	○○○○印
乙	○○団体の長	○○○○印

〔指定の場合〕（特定組合を除く）

〇〇県〇〇市〇〇町××番地〇〇県農業共済組合連合会会長理事〇〇〇〇は、〇〇県〇〇郡〇〇村大字〇〇××番地〇〇村農業共済組合組合長理事〇〇〇〇（〇〇市町村長〇〇〇〇）（以下「甲」という。）の委任により、その代理人として、〇〇県〇〇郡〇〇村大字〇〇××番地獣医師〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間に、別紙のとおり指定獣医師契約を締結する。

〔指定の場合〕（特定組合の場合）

〇〇県〇〇市〇〇町××番地〇〇県農業共済組合長理事〇〇〇〇（以下「甲」という。）は、〇〇県〇〇郡〇〇村大字〇〇××番地獣医師〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間に、別紙のとおり指定獣医師契約を締結する。

（別紙）

（１）標識及び公告（公示）

甲は所定の標識を交付し、乙はこれを掲示する。甲及び連合会は指定獣医師にかかる事項を公告（公示）する。

（２）損害額の計算方法

１点の価額にＢ種点数（又はその範囲内において契約の当事者が協議して定めた点数）を乗じた額とする。

（３）共済金の支払方法

組合員（家畜共済加入者）が共済金の受領を乙に委任したときは、甲は乙に対してこれを支払う。

（４）初診料及び限度額超過分の徴収

乙が組合員（家畜共済加入者）から徴収する。

（５）必要事務

乙は、次の事務を行う。

ア 組合員（家畜共済加入者）の依頼を受けたときは、甲に対して遅滞なく事故発生の通知をすること。

イ 所定の診療簿に記載すること。

ウ 所定の診断書を転帰の日の属する月の翌月の〇日までに甲に提出すること。

（６）簿冊の備付

乙は、診療簿及び医薬品納品書綴を備える。

（７）調査への協力

乙は、甲又は連合会が家畜共済損害認定準則（昭和32年農林省告示第1067号）に基づく損害の額の認定のために必要に応じて行う調査に協力する。

（８）必要事項の指示

甲及び連合会は、乙に対し病傷事故の取扱いについて関係法令、定款、共済規程、保険規程（条例）及び諸通知に基づく必要な指示をすることができる。

（９）免責

（５）のアの又は（５）のウの事務を行わなかったことによつて当該組合員（家畜共済加入者）が免責されたときは、乙は、組合員（家畜共済加入者）に対して診療費のうち、その免責相当額については請求することができない。

（１０）有効期間

この契約は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から効力を生じ、平成〇〇年〇〇月〇〇日まで有効とする。

(11) 解約

この契約は、次の場合に解約される。

ア 乙が解約を申し出たとき。

イ 甲が次の場合に該当することを理由に解約を申し出たとき。

(ア) 乙がこの契約に違反した場合

(イ) 乙が獣医師法第8条第2項の適用を受けた場合及び同法第29条に該当した場合

(ウ) 乙が甲又は連合会の指示に従わなかった場合

(エ) 乙の行為が家畜共済事業の健全な実施を阻害すると認められる場合

上記のとおり契約を締結した証として本書3通を作成して甲の代理人、乙ともに記名捺印の上、甲、乙及び甲の代理人が各1通を所持する。

平成 年 月 日

甲 ○○村農業共済組合組合長理事 ○○○○

(○○市町村長 ○○○○)

代理人○○県農業共済組合連合会会長理事 ○○○○印

乙獣医師 ○○○○印

注意：契約書は甲及び乙の異なるごとに作成する。農業共済組合連合会会長は、乙の指定獣医師申請書及び甲の指定契約委任状を携行する。

20 家畜共済事故病類別表

家畜共済の共済事故の分類は、次の病類別表によるものとする。なお、各病名の同義語、同類語及び当該病名に係る特記事項（（法）は法定伝染病、（届）は届出伝染病とする。）は、備考欄に括弧書きで示した。また、病傷名に付した番号は、統計処理上必要なコード番号である。

01 循環器病

中分類	小分類	備考
(心臓疾患)		
01 心膜炎		
02 外（創）傷性心膜炎		（外傷性心筋炎を含む）
03 心臓肥大		
04 心筋症	01 肥大型	
	02 拡張型 （うっ血型）	
	03 その他	
05 心筋炎	01 感染性	
	02 その他	
06 心臓破裂		
07 心内膜炎	01 感染性	
	02 その他	
08 心臓弁膜病		
09 不整脈	01 心房細動	
	02 その他	
10 心不全	01 左心性	
	02 右心性	（肺性心）
	03 両心性	
	04 その他	
(血管疾患)		
11 動脈瘤		（動脈瘤破裂を含む）
12 動脈炎	01 ウイルス性	
	02 細菌性	
	03 寄生虫性	
	04 その他	
13 動脈破裂		
14 動脈血栓症		（腸間膜血管閉塞症（「04消化器病」69）を除く）
15 後大静脈血栓症		
16 静脈炎		
17 リンパ管炎		
(循環器の腫瘍)		
18 心臓腫瘍		
19 血管腫瘍		
20 その他の循環器疾患		

02 血液及び造血器病

中分類	小分類	備考
(血液疾患)		
01 血液凝固不全	01 血友病 02 壊血病 03 その他	(低リン血症を伴う)
02 血色素尿 (血) 症		
03 産褥性血色素尿 (血) 症		
04 馬麻痺性筋色素尿 (血) 症		
05 ポルフィリン尿症 <貧血>		
06 出血性貧血		
07 溶血性貧血	01 水中毒 02 免疫性 03 遺伝性 04 その他	
08 再生不良性貧血		
09 その他の貧血		
(造血器疾患)		
10 リンパ節炎		(外(創)傷性脾炎を含む) (牛白血病(「16ウイルス病」70)を除く)
11 脾炎		
12 白血病		
(造血器の腫瘍)		
13 リンパ節腫瘍		
14 脾臓腫瘍		
15 骨髓腫瘍		
16 その他の血液及び造血器疾患		

03 呼吸器病

中分類	小分類	備考
(鼻腔疾患)		
01 鼻炎	01 感染性 02 寄生虫性 03 アレルギー性 04 その他	(蓄膿症)
02 鼻出血		
03 化膿性鼻洞炎		
04 前頭洞炎		
05 喉嚢炎		
06 喉頭炎	01 感染性 02 その他	
07 喘鳴症	01 喉頭麻痺 02 軟口蓋異常 03 その他	

(気管疾患)		
08 気管狭窄		
09 気管炎		
10 気管支炎		
(肺疾患)		
11 肺充血		
12 肺水腫		
13 肺気腫		
14 肺炎	01 ウイルス性 02 クラミジア性 03 マイコプラズマ性 04 細菌性 05 真菌性 06 寄生虫性 07 吸引性 08 霧熱 09 その他	(誤嚥性) (フォグフィーバー)
15 肺膿瘍		
16 水胸		
17 血胸		
18 気胸		
19 膿胸		
20 胸膜炎	01 外傷性 02 結核性 03 その他	(真珠病)
21 横隔膜ヘルニア		(横隔膜破裂)
(呼吸器の腫瘍)		
22 鼻腔腫瘍		
23 喉頭腫瘍		
24 気管（支）腫瘍		
25 肺腫瘍		
26 その他の呼吸器腫瘍		
27 その他の呼吸器疾患		(息癆を含む)

04 消化器病

中分類	小分類	備考
(口腔・咽頭疾患)		
01 歯牙磨滅異常	01 斜歯 02 剪状歯 03 階状歯 04 その他	
02 裂歯		
03 齲歯		

04 歯槽骨膜炎		
05 歯肉炎		
06 舌炎		
07 舌損傷		
08 口内炎	01 感染性	(口炎)
	02 異物・薬物性	
	03 ビタミン欠乏性	
	04 その他	(馬のガマ腫を含む)
09 唾液腺炎		
10 唾管閉塞		(ガマ腫 (馬のガマ腫は除く))
11 咽頭炎	01 感染性	(アングナ)
	02 異物性	
12 咽頭閉塞	01 感染性	
	02 異物性	
	03 その他	
13 咽頭麻痺	01 感染性	
	02 中毒性	
	03 異物性	
	04 腫瘍性	
	05 その他	
14 扁桃炎		
15 その他の口腔・咽頭疾患		
(食道疾患)		
16 食道炎	01 感染性	
	02 寄生虫性	
	03 異物性	
	04 その他	
17 食道梗塞	01 異物性	
	02 その他	
18 食道狭窄		
19 食道拡張		
20 食道憩室		
21 食道破裂		
22 食道麻痺		(アカラシア)
23 食道痙攣		
24 その他の食道疾患		
(複胃疾患)		
25 第一胃食滞		(第一胃拡張)
26 第一胃破裂		
27 ルーメンパラケラトーシス		(第一胃角化不全症)
28 ルーメンアシドーシス		
29 ルーメンアルカローシス		(第一胃腐敗症を含む)
30 急性鼓脹症		
31 慢性鼓脹症		(習慣性鼓脹症を含む)

32 外（創）傷性第二胃炎		
33 外（創）傷性胃横隔膜炎		
34 迷走神経性消化不良		（前胃及び第四胃弛緩症を含む）
35 第三胃食滞		（第三胃梗塞）
36 第四胃食滞		（第四胃拡張）
	01 異物性	（泥、砂、石等による）
	02 その他	
37 第四胃潰瘍	01 感染性	
	02 食餌性	
	03 その他	
38 第四胃炎	01 感染性	
	02 寄生虫性	
	03 異物性	
	04 その他	
<第四胃変位>		
39 第四胃左方変位		
40 第四胃右方変位		（第四胃捻転）
41 その他の複胃疾患		
（単胃疾患）		
42 急性胃拡張		（過食疝）
43 慢性胃拡張		
44 胃潰瘍	01 感染性	
	02 食餌性	
	03 その他	（角化を含む）
45 胃捻転		
46 胃破裂		（胃穿孔）
47 急性胃炎	01 感染性	
	02 寄生虫性	
	03 中毒性	
	04 異物性	
	05 その他	
48 慢性胃炎		
49 幽門狭窄		
50 その他の単胃疾患		
（腸疾患）		
51 腸閉塞		（イレウス）
<腸変位>		
52 腸狭窄		（腸嵌頓）
53 腸捻転		（腸纏絡）
54 腸重積		（腸重疊）
55 腸炎	01 感染性	（白痢を含む）
	02 寄生虫性	
	03 食餌性	
	04 中毒性	

56 腸潰瘍	05 その他	
	01 感染性	(十二指腸潰瘍)
57 盲腸拡張	02 その他	(盲腸弛緩及び盲腸内容排出不全を含む)
58 盲腸捻転		
59 腸鼓脹	01 盲腸	(風気疝)
	02 結腸	(気腸)
60 便秘症	01 大腸	(便秘疝)
	02 小腸	
61 腸破裂		
62 直腸脱		(脱肛)
63 消化吸収不良症候群		
64 その他の腸疾患		(痙攣疝を含む)
65 胃腸炎		
66 毛球症		
67 腹膜炎	01 感染性	
	02 外傷性	
	03 その他	
68 脂肪壊死症		(腸間膜脂肪壊死)
69 腸間膜血管閉塞症		(寄生疝)
(肝臓疾患)		
70 黄疸	01 肝細胞性	
	02 閉塞性	
	03 溶血性	
	04 その他	
71 肝炎	01 中毒性	
	02 食餌性	(ソーダストリバーを含む)
	03 感染性	
	04 寄生虫性	
	05 血清 (性)	
	06 その他	
72 肝硬変	01 壊死後性	
	02 門脈性	
	03 胆汁性	
	04 寄生虫性	
	05 その他	
73 肝破裂		
74 脂肪肝		(肥満牛症候群及び妊娠中毒症を含む)
75 肝不全		
76 肝膿瘍		(フソバクテリウム・ネクロフォーラムによるもの (「17細菌・真菌病」54) を除く)

77 その他の肝臓疾患 (脾臓疾患)		
78 脾炎		
79 その他の脾臓疾患 (消化器の腫瘍)		
80 口腔・咽頭腫瘍		
81 食道腫瘍		
82 胃腫瘍		
83 腸腫瘍		
84 肝臓腫瘍		
85 脾臓腫瘍		
86 その他の消化器腫瘍 〈ヘルニア〉		
87 鼠径ヘルニア		
88 腹壁ヘルニア		(子宮ヘルニアを含む)
89 その他の消化器疾患		

05 泌尿器病

中分類	小分類	備考
(腎臓疾患)		
01 ネフローゼ症候群		
02 急性腎不全		
03 慢性腎不全		
04 腎炎	01 化膿性 02 非化膿性 03 その他	(牛の腎盂腎炎を含む)
05 その他の腎疾患		
(尿管疾患)		
06 尿管炎		
(膀胱疾患)		
07 膀胱炎		
08 膀胱麻痺		
09 膀胱脱		
10 膀胱破裂		
(尿道疾患)		
11 尿道狭窄		
12 尿道炎		
(泌尿器の腫瘍)		
13 腎臓腫瘍		
14 尿管腫瘍		
15 膀胱腫瘍		
16 尿道腫瘍		
17 尿毒症		
18 尿石症	01 腎結石	

26 囊腫様黄体		
27 黄体遺残		(永久黄体)
28 卵巣炎		
(卵管疾患)		
29 卵管炎		(卵管閉塞を含む)
30 卵管水腫		
31 卵管蓄膿症		
(子宮疾患)		
32 子宮内膜炎	01 急性カタル性 02 急性化膿性 03 慢性カタル性 04 慢性化膿性 05 慢性肥厚性 06 慢性萎縮性 07 潜在性 08 その他	
33 子宮蓄膿症		
34 子宮粘液症		(粘液子宮)
35 子宮萎縮		
36 子宮（筋）炎		(子宮膿瘍を含む)
37 子宮外膜炎		(子宮癒着を含む)
38 子宮頸管炎		(子宮腔部炎)
39 子宮頸管狭窄		
40 子宮頸管閉鎖症		
(腔疾患)		(顆粒性腔炎（「06生殖器病」47）を除く）
41 腔炎		
42 尿腔		
43 腔脱		
44 腔狭窄		
45 腔囊腫		(ゲルトネル管囊腫)
46 陰門狭窄		
47 顆粒性腔炎		
48 会陰ヘルニア		
(雌生殖器の腫瘍)		
49 卵巣腫瘍		(顆粒膜細胞腫を含む)
50 卵管腫瘍		
51 子宮（頸管）腫瘍		(子宮筋腫を含む)
52 腔腫瘍		
53 その他の雌生殖器疾患		

07 泌乳器病

中分類	小分類	備考
01 乳頭管狭窄		

02 乳頭損傷		
03 乳房損傷 〈乳房炎〉		
04 甚急性乳房炎	01 黄色ブドウ球菌	(壊疽性乳房炎を含む)
05 急性乳房炎	02 レンサ球菌	(小分類01～09は、中分類04～09までのそれぞれに該当する)
	03 大腸菌	
	04 緑膿菌	
	05 アクチノミセス・ピオゲネス	
06 慢性乳房炎	06 コアグラージェ陰性ブドウ球菌	
07 潜在性乳房炎	07 その他の細菌	
08 乾乳期乳房炎	08 真菌	
09 未経産牛乳房炎	09 その他の微生物	(夏季乳房炎を含む)
10 乳房水腫		(乳房浮腫、乳房中隔水腫) (乳房堤靱帯断裂を含む)
11 黒痘疹		
12 乳房膿皮症		
13 血乳症		
14 無乳症		
15 惜乳症		
16 盲乳		
(泌乳器の腫瘍)		
17 乳腺腫瘍		
18 その他の泌乳器腫瘍		
19 その他の泌乳器疾患		

08 妊娠・分娩期及び産後の疾患

中分類	小分類	備考
01 妊娠浮腫		
02 妊娠中毒症		
03 乳熱		(低カルシウム血症)
04 ダウナー症候群		(産前・産後起立不能症、圧挫損傷)
	01 中毒性	
	02 分娩時損傷	
	03 その他	
05 流産	01 感染性	
	02 寄生虫性	
	03 習慣性	
	04 外因性	
	05 その他	

14 脊椎彎曲		
15 関節彎曲		
16 反転性裂体		
17 心臓奇形		
18 心臓転位		
19 重複（体）奇形		
20 無形無心体		
21 鎖肛		
22 その他の奇形		
（新生子疾患）		
23 新生子免疫不全症		
24 新生子呼吸障害		
25 新生子体温調節障害		
26 新生子内分泌代謝障害		
27 新生子血液障害		
28 新生子栄養失調		
29 新生子感染症		
30 変形赤血球症		
31 臍帯炎		
32 臍ヘルニア		
33 胎便停滞		
34 子牛虚弱症候群		
35 尿膜管遺残		
36 その他の新生子疾患		

10 神経系病

中分類	小分類	備考
（中枢神経異常）		
01 外傷性脳脊髄損傷		(馬の腰痠、ウオブラー症候群)
02 頸髄症		
03 変形性脊椎症		
04 脳炎	01 化膿性 02 非化膿性 03 その他	
05 脳脊髄炎		
06 髄膜炎		
07 大脳皮質壊死症		(ビタミンB1欠乏症を含む)
08 脳軟化症		
09 癲癇		
10 旋回病		(共尾囊虫症を含む)
（末梢神経異常）		
11 顔面神経麻痺		
12 三叉神経麻痺		
13 肩甲上神経麻痺		

14 橈骨神経麻痺		
15 閉鎖神経麻痺		
16 大腿神経麻痺		
17 坐骨神経麻痺		
18 腓骨神経麻痺		
19 脛骨神経麻痺		
20 その他の末梢神経麻痺		(馬尾症候群を含む)
(神経系の腫瘍)		
21 脳腫瘍		
22 脊髄腫瘍		
23 末梢神経系腫瘍		
24 その他の神経系疾患		

11 感覚器（眼、耳）病

中分類	小分類	備考
(眼疾患)		
01 眼瞼炎		
02 眼瞼内反症		
03 涙管炎		
04 涙管狭窄		
05 結膜炎		
06 角膜炎	01 表層性	
	02 深層性	
	03 潰瘍性	
	04 その他	
07 ブドウ膜炎		(虹彩炎)
08 緑内障		
09 白内障		
10 網膜剥離		
11 黒内障		
12 キャンサーアイ		
13 眼腫瘍		
14 その他の眼疾患		(類皮腫を含む)
(耳疾患)		
15 外耳炎		
16 中耳炎		
17 内耳炎		
18 耳腫瘍		
19 その他の耳疾患		

12 内分泌及び代謝疾患

中分類	小分類	備考
(内分泌腺疾患)		
01 下垂体疾患		

02 甲状腺疾患	01 機能亢進症 02 機能低下症 03 甲状腺炎 04 その他	
03 上皮小体（副甲状腺）疾患		
04 副腎疾患	01 皮質機能亢進症 02 皮質機能低下症 03 その他	（クッシング症候群）
（内分泌腺の腫瘍）		
05 下垂体腫瘍		
06 甲状腺腫瘍		
07 上皮小体腫瘍		
08 副腎腫瘍		
09 その他の内分泌腺疾患		
（代謝疾患）		
10 ケトーシス	01 原発性 02 継発性	（低栄養性、食餌性、特発性）
11 アミロイドーシス		
12 糖尿病		
13 白筋症		
14 骨軟症		
15 くる病		
16 ハイエナ病		（ビタミンA及びD過剰症）
17 ビタミンA欠乏症		
18 ビタミンE欠乏症		
19 低カルシウム血症		（周産期のもの（「08妊娠・分娩期及び産後の疾患」03）を除く）
20 マグネシウム欠乏症		（グラステタニー）
21 コバルト欠乏症		（くわず病）
22 セレン欠乏症		
23 鉄欠乏症		
24 銅欠乏症		
25 その他の代謝疾患		

13 運動器病

中分類	小分類	備考
（骨疾患）		
＜骨折＞		
01 頭部骨折	01 頭蓋骨骨折 02 顔面骨骨折 03 下顎骨骨折	
02 脊椎骨折	01 頸椎骨折 02 胸椎骨折	

03 前肢骨骨折	03 腰椎骨折	
	04 仙椎骨折	
	05 尾骨骨折	
	01 肩甲骨骨折	
	02 上腕骨骨折	
	03 橈骨骨折	
	04 尺骨骨折	
04 後肢骨骨折	05 手根骨骨折	
	06 中手骨骨折	
	07 指骨骨折	(基節骨骨折、中節骨骨折、末節骨骨折)
	01 大腿骨骨折	
	02 脛骨骨折	
	03 腓骨骨折	
	04 足根骨骨折	
05 その他の骨折	05 中足骨骨折	
	06 趾骨骨折	(基節骨骨折、中節骨骨折、末節骨骨折)
	01 肋骨骨折	
	02 胸骨骨折	
	03 骨盤骨折	
06 骨膜炎		
07 骨髓炎		
08 管骨瘤		
09 趾骨瘤		
10 その他の骨疾患		
(関節疾患)		
＜脱臼＞		
11 股関節脱臼		
12 膝蓋骨外方脱臼		
13 膝蓋骨内方脱臼		
14 膝蓋骨上方固定		
15 球節脱臼		
16 その他の脱臼		
17 前十字靱帯断裂		
18 その他の靱帯断裂		
19 捻挫		
20 関節炎	01 感染性	
	02 非感染性	(関節リウマチを含む)
	03 その他	
21 関節周囲炎		
22 滑液囊（粘液囊）炎		(膝瘤及び飛端腫を含む)
23 変形性関節症		(骨関節症（炎）)
24 骨軟骨症（炎）	01 離断性骨軟骨症（炎）	
	02 骨端症（炎）	

25 飛節内（外）腫	03 その他	
26 その他の関節疾患 （筋・腱疾患）		
27 筋断裂	01 腓腹筋	
	02 内転筋	
	03 第三腓骨筋	
	04 その他	
28 筋炎	01 感染性	（好酸球性・免疫介在性筋肉リウマチを含む）
	02 非感染性	
	03 その他	
29 腱断裂	01 アキレス腱断裂	
	02 その他	
30 腱炎		
31 腱鞘炎		
32 その他の筋・腱疾患 （蹄疾患）		
33 趾間皮膚炎		
34 趾間フレグモーネ		（趾間腐爛、趾間壊死桿菌症、またぐされ）
35 疣状皮膚炎		
36 趾間過形成		（趾間結節、趾間隆起、趾間肉芽腫、胼胝）
37 蹄叉腐爛		
38 蹄葉炎		（び慢性非感染性蹄皮炎）
39 裂蹄 ＜蹄底腐爛＞		（爪われ）
40 蹄球び爛（腐爛）		（蹄踵糜爛、蹄球炎、慢性腐蹄病等）
41 挫跖		（蹄血斑、蹄底出血、非化膿性蹄真皮炎等）
42 化膿性蹄皮炎		（創傷性蹄皮炎、化膿性蹄真皮炎）
43 白帯病		（白線病及び馬の蟻洞を含む）
44 蹄底潰瘍		（限局性蹄皮炎、ルステルホルツ蹄底潰瘍）
45 その他の蹄疾患 （運動器の腫瘍）		
46 骨腫瘍		
47 関節腫瘍		
48 筋・腱腫瘍		
49 蹄腫瘍		
50 腰痠		（馬を除く畜種で、原因不明により後軀の運動機能障害を呈する疾患）

51 肩跛行		
52 寛跛行		
53 その他の運動器疾患		

14 皮膚病

中分類	小分類	備考
(皮膚の疾患)		
01 粧糠疹		
02 湿疹		
03 硬皮症		
04 蕁麻疹		
05 膿皮症		
06 皮膚炎	01 感染性	(真菌性及び寄生虫性を含む)
	02 栄養性	
	03 アレルギー性	
	04 光線過敏症	
	05 その他	
07 角化異常	01 角化亢進症	
	02 錯角化症	(豚のセレン及び亜鉛欠乏症を含む)
08 乳頭腫		(パポバウイルスによるもの(「16ウイルス病」22)を除く)
09 皮膚腫瘍		
10 脱毛症		
11 瘡瘡		
12 その他の皮膚疾患		
(皮下組織の疾患)		
13 膿瘍		
14 皮下気腫		
15 皮下出血		
16 象皮病		
17 フレグモーネ		(蜂窩織炎)
18 褥創		
19 項腫		
20 その他の皮下組織疾患		

15 中毒

中分類	小分類	備考
(植物中毒)		
01 ワラビ中毒		
02 アセビ中毒		
03 ドクゼリ中毒		
04 キョウチクトウ中毒		
05 タマネギ中毒		
06 その他の植物中毒		

(薬物中毒)		(医薬品等による副作用(「19外傷不慮その他」29)を除く)
07 農薬中毒		
08 除草剤中毒		
09 殺鼠剤中毒		
10 防腐剤中毒		
11 飼料添加剤中毒		
12 石油・石油製品による中毒		
13 消毒薬中毒		
14 その他の薬物中毒		
(その他の中毒)		(医薬品等による副作用(「19外傷不慮その他」29)を除く)
15 鉛中毒		
16 銅中毒		
17 リン中毒		
18 塩化ナトリウム中毒		
19 尿素中毒		
20 硝酸塩中毒		
21 青酸中毒		
22 カビ毒中毒	01 アフラトキシン	
	02 その他	
23 蛇毒中毒		
24 ガス中毒		
25 その他の中毒		

中分類	小分類	備考
(ボックスウイルス感染症)		
01 牛痘		
02 馬痘		(届)
03 牛丘疹性口炎		(届)
04 偽牛痘		(仮性牛痘)
05 ランピースキン病		(届)
06 豚痘		
09 その他のボックスウイルス感染症		
(ヘルペスウイルス感染症)		
10 悪性カタル熱		(届)
11 オーエスキー病		(届)
12 牛伝染性鼻気管炎		(届) (I B R)
13 馬鼻肺炎	01 死流産型 02 その他	(届)
14 馬媼疹		
15 豚サイトメガロウイルス病		(封入体鼻炎)
19 その他のヘルペスウイルス感染症		

(アデノウイルス感染症)		
20 牛アデノウイルス病		
(パポバウイルス感染症)		
22 牛乳頭腫		
(パルボウイルス感染症)		
24 牛パルボウイルス病		
25 豚パルボウイルス病		
(レオウイルス感染症)		
27 イバラキ病	(届)	
28 チュウザン病	(届)	
29 ブルータング	(届)	
30 アフリカ馬疫	(法)	
31 馬脳症		
32 牛ロタウイルス病		
33 馬ロタウイルス病		
34 豚ロタウイルス病		
37 その他のレオウイルス感染症		
(トガウイルス感染症)		
39 ゲタウイルス病		
43 トガウイルス性流行性脳炎	(法) (流行性脳炎) (東部・西部・ベネズエラ馬脳炎)	
(フラビウイルス感染症)		
38 牛ウイルス性下痢・粘膜病	(届) (BVD・MD)	
40 豚コレラ	(法)	
46 日本脳炎	(法) (流行性脳炎)	
(アルテリウイルス感染症)		
41 馬ウイルス性動脈炎	(届) (EVA)	
42 豚繁殖・呼吸障害症候群	(届) (PRRS)	
(コロナウイルス感染症)		
49 伝染性胃腸炎	(届) (TGE)	
50 豚伝染性脳脊髄炎	(豚血球凝集性脳脊髄炎)	
51 豚流行性下痢	(届) (PED)	
53 その他のコロナウイルス感染症		
(オルソミクソウイルス感染症)		
54 馬インフルエンザ	(届)	
55 豚インフルエンザ		
(パラミクソウイルス感染症)		
58 牛疫	(法)	
59 牛のパラインフルエンザ		
60 牛のRSウイルス病		
61 馬モルビリウイルス肺炎	(届)	
62 ニパウイルス感染症	(届)	
(ラブドウイルス感染症)		
63 水胞性口炎	(法)	

64 牛流行熱		(届)
65 狂犬病 (ブニヤウイルス感染症)		(法)
67 リフトバレー熱		(法)
68 アカバネ病		(届)
69 アイノウイルス感染症 (レトロウイルス感染症)		(届)
70 牛白血病	01 成牛型(地方病型)	(届)
	02 子牛型	
	03 皮膚型	
	04 胸腺型	
71 馬伝染性貧血 (ピコルナウイルス感染症)		(法)
74 口蹄疫		(法)
75 豚エンテロウイルス性脳脊髄炎		(届) (テッシェン病)
76 豚水泡病		(法)
77 豚の脳心筋炎 (ライノウイルス感染症)		
80 牛ライノウイルス病		
81 馬ライノウイルス病 (カリキウイルス感染症)		
83 豚水泡疹 (リケッチア感染症)		(届)
85 ポトマック熱		(急性馬下痢症候群)
86 Q熱		
87 アナプラズマ病		(法) (アナプラズマ・マージナーレによるものに限る)
88 その他のアナプラズマ病		
89 エペリスロゾーン病 (クラミジア感染症)		
92 クラミジア病	01 流産型	
	02 脳脊髄炎型	
	03 その他	
(その他)		
95 アフリカ豚コレラ		(法)
98 その他のウイルス感染症		
99 牛海綿状脳症		(法) (B S E)

17 細菌・真菌病

中分類	小分類	備考
(細菌感染症)		
(マイコプラズマ感染症)		
01 牛肺疫		(法)

02 豚マイコプラズマ肺炎		(MPS、豚流行性肺炎：SEP)
03 牛マイコプラズマ肺炎		
04 その他のマイコプラズマ感染症	01 関節炎型	
	02 その他	
05 ウレアプラズマ感染症 (スピロヘータ感染症)		
09 豚赤痢		(届)
10 ボレリア症		
11 レプトスピラ症		(届) (レプトスピラ・ポモナ、レプトスピラ・カニコラ、レプトスピラ・イクテロヘモリジア、レプトスピラ・グリポティフォーサ、レプトスピラ・ハージョ、レプトスピラ・オートムナリス及びレプトスピラ・オーストラリスによるものに限る)
(ラセン菌感染症)		
15 増殖性出血性腸炎		
16 牛カンピロバクター		(届) (ビブリオ病)
20 その他のカンピロバクター症	01 不妊型	
	02 流産型	
	03 胃腸炎型	
	04 その他	
(グラム陰性好気性桿菌・球菌感染症)		
21 類鼻疽		(届)
22 鼻疽		(法)
23 緑膿菌症	01 創傷感染型	
	02 敗血症型	
	03 その他	
24 牛伝染性角結膜炎		(ピンクアイ)
25 ブルセラ病	01 無症状型	(法)
	02 不妊型	
	03 流産型	
	04 精巣炎型	
	05 その他	
26 馬伝染性子宮炎	01 無症状型	(届)
	02 子宮、頸管炎型	
27 豚萎縮性鼻炎		(届) (AR)
28 野兔病		(届)
(グラム陰性通性嫌気性桿菌感染症)		
31 大腸菌性下痢		
32 浮腫病		
35 その他の大腸菌症	01 敗血症型	
	02 その他	
36 馬パラチフス	01 流産型	(届)

	02 精巣炎型	
	03 関節炎型	
	04 臍帯炎型	
	05 胃腸炎型	
	06 その他	
37 サルモネラ・ダブリン感染症	01 敗血症型	(届)
	02 下痢症型	
	03 流産型	
	04 関節炎型	
	05 その他	
38 サルモネラ・ティフィムリウム感染症	01 敗血症型	(届)
	02 下痢症型	
	03 流産型	
	04 関節炎型	
	05 その他	
39 サルモネラ・コレラエスイス感染症	01 敗血症型	(届)
	02 下痢症型	
	03 その他	
40 サルモネラ・エンテリティディス感染症	01 敗血症型	(届)
	02 下痢症型	
	03 その他	
41 その他のサルモネラ感染症	01 敗血症型	
	02 下痢症型	
	03 流産型	
	04 関節炎型	
	05 その他	
42 出血性敗血症		(法)
45 その他のパスツレラ感染症	01 敗血症型	
	02 肺炎型	
	03 その他	
46 豚アクチノバチルス症		(豚胸膜肺炎)
47 子馬病		
49 その他のアクチノバチルス感染症	01 敗血症型	
	02 肉芽腫形成型	
	03 心内膜炎型	
	04 肺炎型	
	05 その他	
50 ヘモフィルス・ソムナス感染症		(脳脊髄膜炎)
51 ヘモフィルス・パラスイス感染症		(グレーサー病)
(グラム陰性嫌気性無芽胞桿菌感染症)		
54 肝膿瘍		(フソバクテリウム・ネクロフォーラムによるもの、壊死桿菌症)
(グラム陽性球菌感染症)		
57 滲出性表皮炎		(すす病)

58 化膿性多発性関節炎		
60 その他のブドウ球菌症	01 敗血症型 02 化膿型 03 その他	
61 腺疫		
63 その他のレンサ球菌症	01 敗血症型 02 髄膜炎型 03 関節炎型 04 心内膜炎型 05 その他	
(グラム陽性芽胞形成桿菌感染症)		
64 炭疽		(法)
65 壊死性腸炎		(腸内毒血症、エンテロトキセミア)
66 気腫疽		(届)
67 壊死性肝炎		
68 悪性水腫		
69 破傷風		(届)
(グラム陽性無芽胞桿菌感染症)		
72 リステリア症	01 敗血症型 02 脳脊髄炎型 03 その他	
73 豚丹毒	01 敗血症型 02 蕁麻疹型 03 関節炎型 04 心内膜炎型 05 その他	(届)
74 牛腎盂腎炎		(コリネバクテリウム・レナーレによるもの)
75 腎膿瘍		(コリネバクテリウムによるもの)
76 潰瘍性リンパ管炎		(カナダ馬痘)
77 放線菌病		(アクチノミセス・ボビスによるもの)
78 アクチノミセス・ピオゲネス感染症		
79 結核病	01 無症状型 02 肺結核型 03 漿膜結核型 04 腸結核型 05 混合型	(法)
80 ヨーネ病	01 慢性下痢症 02 無症状型	(法)
81 豚抗酸菌症		(非定型抗酸菌症)
82 ノカルジア症		(牛皮疽)
83 デルマトフィルス症		
84 ロドコッカス感染症		

85 ティザー病		
89 その他の細菌感染症 (真菌感染症)		
90 カンジダ症	01 消化器型 02 皮膚型 03 呼吸器型 04 流産型 05 その他	
91 ムコール症	01 皮膚型 02 消化器型 03 呼吸器型 04 その他	
92 クリプトコッカス症	01 皮膚型 02 呼吸器型 03 その他	
93 仮性皮疽		(届)
94 ヒストプラズマ症	01 皮膚型 02 呼吸器型 03 脳脊髄炎型 04 リンパ節型 05 その他	
95 皮膚糸状菌症		(白癬菌症、小孢子菌症)
96 アスペルギルス症	01 皮膚型 02 呼吸器型 03 消化器型 04 流産型 05 全身型 06 その他	
99 その他の真菌感染症		

18 原虫・寄生虫病

中分類	小分類	備考
(原虫感染症)		
01 バベシア病		(バベシア・ビゲミナ、バベシア・ボビス、バベシア・ベルベラ、バベシア・エクイ及びバベシア・カバリによるものに限る) (法) (ピロプラズマ病)
02 タイレリア病		(タイレリア・パルバ及びタイレリア・アヌラタによるものに限る) (法) (ピロプラズマ病)
03 その他のバベシア病		
04 その他のタイレリア病		
05 トリパノソーマ病	01 瘧疾	(届)

	02 その他	
06 トリコモナス病		(届)
07 トキソプラズマ病		(届)
08 住肉胞子虫病		
09 コクシジウム病		
10 クリプトスポリジウム病		
11 ネオスポラ症		(届)
12 バランチジウム病		
13 バクストネラ病		
17 その他の原虫感染症		
(線虫感染症)		
18 牛鞭虫症		
19 豚鞭虫症		
20 旋毛虫症		(トリヒナ症)
21 毛細線虫症		(キャピラリア症)
22 乳頭糞線虫症		
23 馬糞線虫症		
24 豚糞線虫症		
25 牛回虫症		
26 豚回虫症		
27 馬回虫症		
28 ドロレス顎口虫症		
29 豚胃虫症		
30 馬胃虫症		
31 沖縄糸状虫症		(鼻鏡白斑症)
32 咽頭糸状虫症		(ワヒ、コセ)
33 馬糸状虫症		
34 頸部糸状虫症		
35 パラフィラリア症		
36 脳脊髄糸状虫症		
37 溷睛虫症		
38 牛腸結節虫症		
39 豚腸結節虫症		
40 牛鉤虫症		
41 豚腎虫症		
42 ロデシア眼虫症		
43 東洋眼虫症		
44 馬蟯虫症		
45 馬円虫症		(寄生疝(「04消化器病」69)を除く)
46 牛肺虫症		
47 豚肺虫症		
48 馬肺虫症		
49 オステルターグ胃虫症		

50 捻転胃虫症		
51 牛捻転胃虫症		
52 クーペリア症		
53 ネマトジルス症		
56 その他の線虫感染症		
(条虫感染症)		
57 葉状条虫症		
58 大条虫症		
59 乳頭条虫症		
60 拡張条虫症		
61 ベネデン条虫症		
62 裸頭条虫症		
63 牛囊虫症		(無鉤囊虫症)
64 豚囊虫症		(有鉤囊虫症)
65 共尾虫症		
66 細頸囊虫症		
67 包虫症		(エキノコッカス症)
71 その他の条虫感染症		
(吸虫感染症)		
72 日本住血吸虫症		
73 双口吸虫症		
74 肝蛭症		
75 肝吸虫症		
76 槍形吸虫症		
77 脾蛭症		
78 肺吸虫症		
82 その他の吸虫感染症		
(鉤頭虫感染症)		
83 大鉤頭虫症		(アカンソセファラ感染症)
87 その他の鉤頭虫感染症		
(節足動物寄生)		
88 マダニ寄生		
89 牛疥癬症		
90 馬疥癬症		
91 豚疥癬症		(豚ヒゼンダニ症)
92 毛包虫症		
93 シラミ寄生		
94 ハジラミ寄生		
95 豚ジラミ寄生		
96 牛バエ幼虫症		(届)
97 馬バエ幼虫症		
99 その他の節足動物寄生		

19 外傷不慮その他

中分類	小分類	備考
01 切創		(角突傷を含む)
02 刺創		
03 踏創		
04 挫創		
05 裂創		
06 咬創		
07 縛創		
08 銃創		
09 鞍傷		
10 火傷		
11 凍傷		
12 角損傷		
13 電撃		(落雷を含む)
14 熱射病		
15 日射病		
16 失血死		
17 焼死		
18 凍死		
19 墜死		
20 溺死		
21 縊死		
22 窒息死		(縊死以外)
23 轢死		
24 圧死		
25 闘争死		
26 放牧死		
27 老衰死		
28 鳥獣害		
29 医薬品等による副作用	01 抗菌性物質 02 ホルモン類 03 駆虫薬 04 ワクチン類 05 消毒薬 06 その他	
30 盗難		
31 行方不明		
32 その他	01 画像診断 02 その他	

2 1 共済責任の保留（法第123条・第141条の5）

- （1）家畜共済事業について加入促進、事故確認の適正化、共済金の早期支払等を図り、事業の自主的な運営及び事業の安定を期するため、共済責任の保留割合は、2割（特別の事由があるときは3割）、特定組合にあつては5割とされている。

ただし、家畜共済の共済目的の種類ごとの最近年次における有資格頭数を、乳用成牛、成乳牛及び育成乳牛については300頭、肥育用成牛については500頭、その他の肉用成牛については700頭、一般馬については500頭、種豚については400頭で除し、小数点以下第2位で四捨五入して得た数の合計が、1.0未満の組合等については、肉豚に係る家畜共済に係るものを除き共済責任の保留割合を1割とすることができる。

なお、共済責任の保留割合を変更する場合は次によつて行うものとする。

（2）責任保留の手続等

ア 連合会は、共済責任の保留割合の変更を希望する組合等がある場合には、あらかじめ当該組合等及び知事と協議を行うものとする。

イ 連合会は、共済責任の保留割合を変更する組合等があるときは、保険規程改正に先立ち、共済責任の保留割合を変更しようとする組合等名、共済目的の種類及び保留割合を経営局長に報告した上で保険規程について、所要の改正を行う。

ウ 保留割合の変更は、年度始めに行うものとする。

エ 連合会は、共済責任の保留割合を1割とする組合等について、共済責任の保留割合を1割とすることとする年の1月末日までに別記様式の「共済責任の保留割合を1割とする組合等の概況報告書」を経営局長に提出するものとする。

様式

共済責任の保留割合を1割とする組合等の概況報告書

農林水産省経営局長 殿

番
年 月 号
〇〇農業共済組合連合会会長理事 印

1. 組合等名
2. 最近3か年における引受及び事故の実績

項目	種類	乳用成牛			成 乳 牛			育 成 乳 牛			肥育用成牛			その他の肉用成牛			一 般 馬			種 豚			計		
	年度	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
有資格頭数(頭)																									
指 数																									
加 入 頭 数 (頭)																									
危 険 率 掛 金 率	死 廃 (%)																								
	病 傷 (%)																								
率	死 廃 (%)																								
	病 傷 (%)																								
収 支 (千円)																									
備 考																									

3. 共済責任の保留割合を1割とすることとする理由

- (注) (1) 有資格頭数は、当該年度の調査日時点における飼養頭数を基に算定し記入する（調査年月日を備考欄に記入）。
- (2) 指数欄には、共済目的の種類ごとに有資格頭数を乳用成牛、成乳牛及び育成乳牛については300頭、肥育用成牛については500頭、その他の肉用成牛については700頭、一般馬については500頭、種豚については400頭で除して得た数（小数点以下第2位で四捨五入）を記入すること。
- (3) 加入頭数は、1年間で加入したもののみとする。
- (4) 収支は、共済掛金（前年度未経過＋本年度既経過）と共済金の差引額を記入する。「イ」保険の場合は、共済掛金甲及び乙に対応するものとし、「ロ」保険の場合は、共済掛金甲部分に対応するものとする。
- (5) 危険率、掛金率（危険段階別に共済掛金率を定めている場合は危険段階共済掛金平均率を用いて算出した率）及び収支については家畜異常事故分は除く。
- (6) 多種包括共済について、共済掛金率を組合等内一律に定めている場合は、その旨を欄外に記入すること。

2 2 加入資格取得月齢等の特例（法第84条）

加入資格を牛及び種豚については出生後第5月の月の末日を経過したもの、馬については出生の年の末日を経過したものとしているのは、家畜の取引年齢を勘案したものであるが、地域によつては、若齢の段階で取引が行われる場合もあるので、特定の地域においては取引の実情に合わせ牛馬の月齢を引き下げることができることとしている。

（1）年齢引下げの条件

牛馬の月齢を引き下げることができるのは、家畜市場等における取引月齢の実態等からみて、現行月齢を引き下げる必要があり、かつ、これによる弊害がないと認められる場合とする。

月齢引下げの地域は、料率単位となつている地域か都道府県の全域とする。

牛又は馬について別個に行うことができる。

（2）年齢引下げの手続

牛馬の月齢引下げを希望する地域がある場合には、連合会及び特定組合は、次の事項を明らかにした資料を添えて、毎年1月末日までに知事の審査を受けた上で、経営局長へその旨申し出るものとする。

ア 月齢引下げを必要とする地域、共済目的、月齢及びその理由

イ 月齢引下げを必要とする地域の属する組合等からの申請書

ウ 月齢引下げを必要とする共済目的について、共済目的の種類ごとの導入又は取引の若齢化の実態を示す資料

エ 月齢引下げを必要とする共済目的について、共済目的の種類ごとの加入見込頭数、共済目的の種類ごとの直近3か年の金額被害率の実績及び共済目的の種類ごとの直近3か年に月齢引下げを行つた場合に見込まれる金額被害率

2 3 共済掛金の分納（法第112条・第114条・第137条の2・第142条）

包括共済関係及び特定包括共済関係においては、組合員等が一時に高額の共済掛金を負担することとなる場合があるので、一定の条件のもとで共済掛金の分割納入が実施できることとしている。

（1）実施の条件

ア 連合会

事務処理が的確で、再保険料を納入期限までに確実に納入できる連合会であつて家畜共済事業の運営からみて、経営局長が適当と認めたものとする。

イ 組合等

事務処理が的確で、保険料を納入期限までに確実に納入できる組合等であつて、多頭飼育の状況及び家畜共済事業の運営からみて、連合会（特定組合においては経営局長）及び知事が適当と認めたものとする。

ウ 組合員等

次の全てに該当するものから申込みがあり、組合等が適当と認めたものとする。

（ア）期首における組合員等負担共済掛金の額が共済規程等で定める金額以上であるもの

（イ）包括共済関係及び特定包括共済関係に係る家畜共済の申込みをするもの

（ウ）共済掛金期間が1年であるもの及び短期加入であるもの（包括共済関係にあつては、短期期間が6か月未満のもの及び肉豚を除く。）

（エ）組合等に対し、第2回目以降の組合員等負担共済掛金について、次のような担

保を供し又は保証人をたてることができるもの

① 個人、乳業会社等が組合員等の共済掛金債務について保証する場合

② 預金証書、有価証券等を担保とする場合

(2) 実施の手続

ア 組合等は、保険料の分納を実施しようとするときは、あらかじめ連合会（特定組合においては経営局長）及び知事と協議する。

イ 連合会は、分納の実施の条件に該当すると認められた組合等（特定組合を除く。）について、承認後遅滞なく、経営局長へ報告する。

ウ 連合会は、再保険料の分納を実施しようとするときは、分納を実施する時期、分納回数、当該再保険料に係る保険料の分納を実施する組合等名及び保険料の分納回数等の事項を明らかにした資料を添えて、あらかじめ経営局長へ申し出ることとする。また、特定組合が保険料の分納を実施しようとするときは、分納を実施する時期及び分納回数についてあらかじめ経営局長へ申し出ることとする。

エ 組合等及び連合会の共済規程等及び保険規程に分納について所要の規定を設ける。

(3) 分納の方法

ア 分納の回数

2回、3回、4回又は12回（特定包括共済関係に限る。）の4種類とする。分納の回数は原則として連合会及び特定組合の区域内は同一の回数とする。

ただし、短期加入の場合は、包括共済関係にあつては、短期月数が12か月のときは4回まで、12か月未満のときは2回とし、また、特定包括共済関係にあつては、一般期間の分納回数を12回とする組合等にあつては短期期間の月数に応じて2回から12回とし、それ以外の場合においては包括共済関係に準ずるものとする。

イ 分納の額

回数により均等割とし、端数は第1回目の分納額に算入する。

ウ 第2回目以降の払込（納）期限

払込（納）期限は次のとおりとする。

回数 種類	第 2 回 目	第 3 回 目	第 4 回 目
2 回	第1回目の払込（納）期限の日から起算して6か月を経過した日		
3 回	〃 4 か月 〃	〃 8 か月 〃	
4 回	〃 3 か月 〃	〃 6 か月 〃	〃 9 か月 〃

ただし、12回分納の場合の払込（納）期限は第1回目の払込（納）期限の日に対応する月ごとの応当日とする。

なお、短期加入の場合については、包括共済関係にあつては、短期月数が12か月の場合は、一般期間に準ずるものとし、それ以外の場合については、第1回目の掛金の払込（納）期限の日に対応する短期期間の中央月（短期月数が偶数のときは、

当該短期月数を1月減とした場合の中央月)の応当日とする。また、特定包括共済関係にあつては、一般期間の分納回数を12回とする場合は、第1回目の掛金の払込(納)期限の日に対応する月ごとの応当日とし、それ以外の場合については、包括共済関係に準ずるものとする。

エ 猶予期間

組合員等負担共済掛金払込み(納付)の猶予期間は、第2回目以降の払込(納)期限後2週間とする。

オ 延滞金

猶予期間内に払い込ま(納付し)ない者があるときは、組合等は督促状を發し、払込(納)期限の翌日から払込み(納付)の日の前日までの日数に応じて、組合にあつては年10.75%の割合を超えない範囲内において共済規程で定める割合で、市町村にあつては条例で定める割合で延滞金を徴収することができる。

カ 免責措置

組合員等が正当な理由がないのに第2回目以降の共済掛金の払込みを遅滞し猶予期間を経過したときは払込(納)期限後共済掛金が払い込まれた時までの間に発生した共済事故については、共済金の全額を免責する。

キ 共済金額の増額の場合

共済掛金期間の中途において共済金額の増額を行う場合の組合員等負担共済掛金の差額は、分納の対象としない。

ク 事務費賦課金

事務費賦課金は、組合員等負担共済掛金を分納する場合にはその額を割増することができるものとし、一括納入を原則とするが、その場合の払込(納)期限は原則として第1回目の払込(納)期限と同一期限とする。

(4) 事務の取扱い

ア 組合等

(ア) 分納を行いたい旨の申請書及び第2回目以降の払込み(納付)を確約する旨の書類を定め、これを提出させる。

(イ) 分納する組合員等に対し、分納額と払込(納)期限を当初に明確にしておくとともに、当該期限の到来の都度あらためて通知する。

(ウ) 分納のものの引受台帳には、その旨を明示し、第2回目以降の分納額及び払込(納)期限を記入する。

(エ) 分納は、共済掛金期間ごとに条件に適合している場合に行うものとする。

イ 連合会

保険料の納入告知書の発行は、組合等に係るものに準ずる。

(5) 保険料及び再保険料の分納

ア 組合等(特定組合を除く。)は、組合員等から組合員等負担共済掛金を分割して徴収するときは、納入保険料を分納回数に応じて分納することができる。

イ 連合会は、組合等から納入保険料を分割して徴収するときは、納入再保険料を保険料の分納回数の最小のものと同じの回数で分納することができることとするが、特定包括共済関係に係る納入保険料について12回の分納を行っている組合等がある場合は、当該特定包括共済関係に係る納入再保険料については4回に分納をすることができることとする。

ただし、共済掛金期間が1年未満のものについては、原則として納入再保険料の分納は認めないこととする。

ウ 特定組合は、組合員から組合員負担共済掛金を分割して徴収するときは、納入保

険料を組合員負担共済掛金の分納回数と同一の回数で分納することができることとするが、特定包括共済関係に係る組合員負担共済掛金について12回の分納を行っている場合は、当該特定包括共済関係に係る納入保険料については4回に分納をすることができることとする。

ただし、共済掛金期間が1年未満のものについては、原則として納入保険料の分納は認めないこととする。

エ 再保険料及び特定組合の保険料の納入期限は、分納回数に応じて次のとおりとする。

回数 種類	第 1 回 目	第 2 回 目	第 3 回 目	第 4 回 目
2 回	共 済 掛 金 期 間 の 開 始 の 時 か ら 3 か 月 を 経 過 し た 日	〃 9 か 月 〃		
3 回	〃 3 か 月 〃	〃 6 か 月 〃	〃 9 か 月 〃	
4 回	〃 3 か 月 〃	〃 6 か 月 〃	〃 9 か 月 〃	〃 12 か 月 〃

また、特定包括共済関係に係る納入再保険料及び特定組合の納入保険料について12回の分納をする場合の再保険料及び特定組合の保険料の納入期限は、4回分納の規定を準用することとする。

(6) その他

ア 分納実施後その内容等を変更しようとするときは、組合等（特定組合を除く。）は連合会とあらかじめ協議する。

イ 連合会及び特定組合が分納実施後その内容等を変更しようとするときは、変更する内容を明らかにする資料を添えてあらかじめ経営局長へ申し出ることとする。

ウ 組合等又は連合会が分納措置を開始した後に実施の条件を欠き、当該分納措置が適正に行われないと認めるときは、次の年度から分納措置を中止させるものとする。

2 4 共済事故の選択制（法第111条の8）

包括共済関係（特定包括共済関係）においては、客観的にみて死廃病傷の全ての事故については給付を必要としないと認められる者は、それぞれ自己の経営の必要性に見合った給付を選択でき、これに伴う掛金の割引きにより農家負担の軽減が図られる。

(1) 選択制実施の条件

共済事故を選択できる組合員等は、包括共済関係（肉豚にあつては特定包括共済関係に限る。）を成立させた者であつて、次のいずれかに該当するものとする。

ア 乳牛の雌等の飼養者で共済掛金期間開始の時の有資格頭数が6頭以上であつて、かつ、5年以上継続して飼養している者

イ 肉用牛等、馬又は種豚の飼養者で当該種類の家畜を5年以上継続して飼養している者

ウ 肉豚の飼養者で共済掛金期間開始の時の有資格頭数が200頭以上であつて、かつ、

5年以上継続して飼養している者

(2) 除外できる事故

死廃病傷事故から次の事故のうち共済規程等で定めたものが除外できる。

括弧内は、対象となる包括共済対象家畜の種類である。

- ア 火災、伝染病又は自然災害による死廃事故以外の死廃事故（乳牛の雌等、肉用牛等、種雄馬以外の馬及び種豚）
- イ 火災、伝染病又は自然災害による死廃事故以外の死廃事故及び病傷事故の全部（乳牛の雌等、肉用牛等、種雄馬以外の馬及び種豚）
- ウ 行方不明に係る廃用事故以外の廃用事故（肉用牛等）
- エ 行方不明に係る廃用事故以外の廃用事故及び病傷事故の全部（種豚）
- オ 病傷事故の全部（乳牛の雌等、肉用牛等、種雄馬以外の馬及び種豚）
- カ 火災、伝染病（法定伝染病、豚エンテロウイルス性脳脊髄炎又はニパウイルス感染症とする。）又は自然災害による死亡事故以外の死亡事故（肉豚）

(3) 事故の取扱範囲

(2) のア、イ若しくはカを選択した場合は、次に掲げるいずれかの原因による死亡及び廃用を事故として取扱うものとする。

ア 火災

出火の事実が消防署等の調査において確認されたもの。

イ 伝染病

(ア) 法定伝染病にあつては患畜又は疑似患畜（と殺又は殺処分されたものにあつては家畜伝染病予防法第17条又は第20条の規定によるものに限る。）

(イ) 届出伝染病にあつては真症のもの。

ウ 自然災害

(ア) 気象観測資料等（アメダスデータ等）から、事故の原因となる自然現象が特定できた場合。なお、通常の飼養管理により被害を回避できたと判断される死亡及び廃用については、事故として取り扱わないものとする。

(イ) 事故の範囲の例を掲げると次のとおりである。

- a 豪雨による河川の氾濫、洪水等により、流失あるいは溺死等、土砂崩れによる畜舎の倒壊・畜舎内への土砂の流入に伴う圧死、窒息死等。
- b 暴風による畜舎の倒壊による圧死、打撲死等。
- c 豪雪による畜舎の倒壊による圧死、打撲死等。
- d 地震による畜舎の倒壊による圧死、打撲死等又は地震に伴い発生した津波による溺死、行方不明等。
- e 落雷等により送電線、配電盤等が破壊され停電となり、空調機器等が作動しなくなつたため熱射病等により死廃事故となつた場合（暑熱による日射病、熱射病等は原則として除く。）。

(4) 選択制実施の手続

ア 組合等は、共済事故選択制を実施しようとするときは、連合会及び知事（特定組合においては知事）とあらかじめ協議する。

イ 組合等は、共済規程等が認可された後遅滞なく、除外する事故、共済掛金率等を連合会（特定組合においては経営局長）に報告する。

ウ 連合会は、組合等（特定組合を除く。）からイの報告を受けた場合は遅滞なく、経営局長に当該事項を報告する。

エ 組合等の共済規程等に所要事項を規定する。

(5) 選択制の実施方法

ア 組合員等は、家畜共済加入申込書に選択する事故の種類を記入し、必要とする書類を添えて組合等に加入申込みを行う。

イ 組合等は、アの書類のほか、聞取り、確認等によつて申込者が事故除外の選択の条件に合致するか否かを決定する。

2 5 子牛等の共済目的からの除外（法第111条の9）

組合等が共済規程等で子牛等を共済目的としている場合には、組合員等は子牛等を共済目的とすることについて選択することができる。

具体的な手続の方法は、包括共済対象家畜の種類ごと及び共済掛金期間ごとに、当該共済掛金期間の開始する2週間前までに、組合員等は当該組合等に対し、子牛等を共済目的としない旨の申出をすることができることとする。

なお、本選択は包括共済対象家畜の種類ごとに行うことは可能であるが、当該包括共済対象家畜の種類に属する一部の子牛等のみを共済目的から除外することはできない。

2 6 肉豚共済

肉豚に係る家畜共済の仕組みは、他の共済目的と異なる点が多いので、その主要な点についてここでまとめて記載する。

肉豚共済は、農家の飼養する肉豚を一体として、かつ、離乳した日又は導入した日を同一とする飼養群を単位として引き受ける引受方式（以下「群単位引受方式」という。）と農家の飼養する肉豚を年間一括で引き受ける引受方式（特定包括共済関係に係る引受方式、以下「農家単位引受方式」という。）とがある。

（1）加入資格（法第84条、第150条の5の3）

ア 加入資格取得日齢

肉豚の加入資格取得日齢は、出生後第20日の日とするが、その日に離乳していないときは、離乳した日からとする。

イ 加入資格者

肉豚につき養畜の業務を営む者は加入資格者となるが、農家単位引受方式の加入資格者は次の要件の全てに適合する者とする。

（ア）畜舎への立入調査により、母豚の頭数、畜舎の構造及び敷地面積その他肉豚の飼養頭数の確認のための必要な事項が把握できること。

（イ）過去3年間に於いて母豚の繁殖成績及び当該母豚から出生した豚の離乳の日に至るまでの死亡率を記録しており、かつ、今後とも当該繁殖成績及び死亡率を記録することが確実であると見込まれること。

（ウ）過去3年間に於いてその者の飼養する母豚から出生した豚がその者の出荷する肉豚（（6）のエに示す理由により飼養するに至つた肉豚を除く。以下同じ。）のおおむね全頭を占めており、かつ、今後ともその者の飼養する母豚から出生した豚がその者の出荷する肉豚のおおむね全頭を占めることが確実であると見込まれること。

（エ）肉豚を過去3年間に於いて肉豚の頭数に関する資料の提供につき協力が得られる卸売市場等に出荷しており、かつ、今後とも肉豚を当該卸売市場等に出荷することが確実であると見込まれること。

ウ 日齢が不明な場合の推定方法

子豚の出生日が不明な場合は、当該地域における肉豚の標準体重等を基礎として、

加入資格取得日齢に達しているか否かを推定する。次に標準体重例を参考として示す。

日 齢	20	30	40	50	60	70	80	90	100
標準体重（キログラム）	6	9	12	17	22	28	35	42	49

(2) 組合員等の告知事項

組合等は次の項目を基準として組合員等から聞き取り、必要事項を記録する。

ア 群単位引受方式

- (ア) 所有者及び管理者
- (イ) 購入時期、購入先及び価格
- (ウ) 生年月日及び離乳年月日
- (エ) 年間出荷予定頭数
- (オ) 飼養場所

イ 農家単位引受方式

- (ア) 出荷予定頭数、母豚常時飼養頭数及び現在飼養する母豚の頭数
- (イ) 飼養場所
- (ウ) 畜舎の種類別敷地面積
- (エ) 過去の飼養状況

(3) 共済関係の成立（法第111条、第150条の5の2、第150条の5の5）

ア 群単位引受方式

肉豚飼養者は、その飼養する共済目的である肉豚を一体として家畜共済に付することとなるが、肉豚は、自家生産したものにおいては離乳した日を同一とするものが、また導入したものにおいては生後日数のほぼ同様なものが一群として飼養され、短期間肥育された後、ほぼ同一時期に出荷されるので、共済関係は離乳した日又は導入した日を同一とする飼養群を単位として成立するものとする。

したがって、加入後、共済目的である肉豚を導入したとき又は飼養群に所属する全ての肉豚が加入資格取得日齢に達したときは、組合員等はそれらの肉豚につき加入の申込みを行い共済掛金を納入するものとする。

イ 農家単位引受方式

農家の飼養する肉豚を一括し農家単位で成立するので、共済掛金期間開始の時に飼養されている加入資格日齢に達した全ての肉豚の頭数を引受頭数として引受ける。共済掛金期間開始後、出生した肉豚が加入資格取得日齢に達したとき又は(6)のエのただし書きの理由により共済目的である肉豚を導入したときに当該肉豚は家畜共済に付されることとなる。

(4) 共済関係の変更（法第150条の5の4）

ア 群単位引受方式で共済関係を成立させている組合員等が、新たに農家単位引受方式で共済関係を成立させた場合は、群単位引受方式の共済関係は消滅する。この場合、未経過共済掛金期間があれば、その共済掛金は返還されないが、予め終期を統一して加入することによつて引受方式の円滑な切り替えを行うことができる。

イ 農家単位引受方式は、共済関係が成立した後に(1)のイの加入資格者の要件に適合しなくなつた場合は、その事実が明らかとなつた時点で当該共済関係は消滅するものとする。

(5) 共済目的の異動（法第111条の6、第150条の5の2、第150条の5の5、第150条の

5の7)

家畜共済に付されている肉豚を譲渡若しくはと殺したとき又は繁殖用として飼育されたときは、それらの豚は家畜共済に付された肉豚でなくなる。群単位引受方式においては、家畜共済に付されている肉豚が出生後第8月の月の末日を経過したときは、それらの豚は家畜共済に付された肉豚でなくなるが、農家単位引受方式においては、それらの豚も共済目的となる。

また、農家単位引受方式においては、肉豚の異動により共済価額が増減することにより填補率が増減するので、組合等は肉豚の異動状況を把握しておく必要がある。そのため、組合等は組合員等に対し定められた期日に確実に異動通知を行うよう指導するとともに、異動通知をはじめ、その他の客観資料を活用して異動状況を的確に把握するよう努めるものとする。

(6) 組合員等の行う事項

組合等は、組合員等に対し、次のことを励行させるものとし、群単位引受方式にあつては、年度ごとの最初の加入申込みの際に、農家単位引受方式にあつては、新たな共済掛金期間の開始の時に、申込者に確約させるものとする。

ア 組合等が引受け及び事故の確認等を行う際には、豚舎への立入りを拒まないこと。

イ 肉豚の飼養実態を常に明らかにしておくため、肉豚共済管理簿（様式例）により肉豚の生産及び異動の状況を記録すること。

ウ 農家単位引受方式においては、加入申込時及び継続加入時に、次の資料を組合等に提出すること。

(ア) 母豚の頭数、母豚ごとの分娩頭数、分娩回数（過去3年間）

(イ) 子豚の離乳時までの死亡率（過去3年間）

(ウ) 豚舎の構造及び敷地面積

(エ) 肉豚の出荷頭数（過去3年間）

エ 農家単位引受方式においては、共済掛金期間の開始の日から1か月を経過するごとの日を基準日、基準日の翌日から次の基準日までの期間を基準期間とし、基準期間の終了後、遅滞なく、当該基準期間内における異動状況等を肉豚共済異動通知書（様式例）により組合等に通知すること。

ただし、次の理由により外部から肉豚を導入したときは、組合等に遅滞なく通知するとともに、耳標等により他の肉豚と判別できるようにしておく。

(ア) 豚舎の増築又は改築に伴う飼養可能頭数の増加

(イ) 共済事故発生による飼養頭数の減少

(7) 組合等の行う事項

ア 引受審査等

(ア) 群単位引受方式

a 引受けに当たっては、十分な防疫体制を整えて豚舎に立ち入り、健康な豚であることを確認するとともに、引受頭数を確認することとし、現地確認書（肉豚用）にその所要の確認事項を記録すること。この場合、立入りを拒否する組合員等は引受けをしないものとする。

b 引受けの確認に際しては、カラスプレーによるマーキング等を行うこと。

c 組合員等ごとに豚舎・豚房図面を整備し、飼養可能頭数と引受頭数との整合性を常に確認すること。

d 引受けの確認で豚舎に立ち入る際には、肉豚共済管理簿等の資料を活用し、当該豚舎内の加入すべき飼養群の全てにつき引受けがなされていることを確認すること。

(イ) 農家単位引受方式

- a 加入申込みする者が、(1)のイの加入資格要件を全て満たすことを確認した上で引受けを承諾すること。
- b 引受けに当たっては、引受頭数を実際に確認することは省略して差し支えないが、組合員等の申告頭数が組合員等から提出された(6)のウの資料を用いて算出された推定常時飼養頭数からみて妥当か否かを検証すること。ただし、新たに加える場合は、豚舎に立ち入り、母豚の頭数、豚房の面積及び数、肉豚の飼養状況等を確認し、提出された資料が適正か否かを確認する。
- c 組合等は、異動通知を受けたときは、母豚の頭数や畜舎の規模等の資料により、異動頭数や現在飼養頭数が妥当な範囲内にあるか否かを検証し、引受台帳に所要事項の記入を行うこと。ただし、(6)のエに示す理由により外部から肉豚を導入した場合は、現地において導入頭数を確認し、常時飼養頭数の補正を行う。

イ 事故確認等

- (ア) 肉豚の死亡事故の確認に際しては、事故豚の体長、体重等により当該事故豚が加入豚であるか否かを確認すること。
- (イ) 肉豚の死亡事故の確認を現地において行う場合は、カラスプレーによるマーキング等を行い、現地確認書(肉豚用)にその所要の確認事項を記録すること。

(8) 連合会の行う事項

連合会は、定期的に関係書類の精査、豚舎内立入調査等を行うこと。

(9) 共済価額(法第114条の2、第150条の5の9)

- ア 肉豚は資格取得時の個体の資質がほぼ均一であるので、その共済価額は、共済関係ごとに、組合等が定める1頭当たりの価額に加入頭数を乗じて得た金額とする。
- イ この1頭当たりの価額は、共済目的たる出生後第20日の日(又は離乳の日)の肉豚の価額に相当する金額とするが、当該日齢の子豚は家畜市場で取引されていないため、組合等が最寄りの家畜市場で取引される日齢の肉豚の平均価格及び増体重1キログラム当たりの生産費を用いて、次の方法により算定し(1,000円未満は、100円の位を四捨五入する。)、組合にあつては理事会に諮つて議決し、市町村にあつては市町村長が決定する。

ウ 1頭当たりの肉豚の価額は、群単位引受方式にあつては原則として年度内は同一とし、農家単位引受方式にあつては共済掛金期間内は一定とする。

$$\begin{array}{lcl} \text{1頭当たり} & = & \text{家畜市場で取引される} - \text{子豚1キログラム当たり} \\ \text{肉豚の価額} & & \text{日齢の肉豚の価格} - \text{の生産費(190円)} \\ & \times & \left[\begin{array}{l} \text{家畜市場で取引される} - \text{出生後第20日の日(又は} \\ \text{日齢の豚の体重} - \text{離乳の日)の豚の体重} \end{array} \right] \end{array}$$

〔算定例〕

最寄りの家畜市場で取引される子豚の日齢	70日齢
70日齢の豚の平均取引価格	約16,000円
70日齢の豚の体重	28キログラム
増体1キログラム当たり生産費	190円
(農業災害補償法施行規則第29条の9の2第3項の農林水産大臣が定める方法によること)	
20日齢の豚の価額 = 16,000円 - 190円 × (28 - 6)キログラム	
= 11,820円	
≒ 12,000円	

エ 共済価額は、群単位引受方式においては、群ごとの肉豚の価額の合計額であり、共済掛金期間中は変動しないが、農家単位引受方式においては、飼養している加入資格取得日齢を経過した肉豚の価額の合計額であり、牛、馬及び種豚の包括共済と同様に飼養頭数の変動に伴って変動することとなる。

ただし、異動通知は基準日ごとに行われるので、実際の共済価額の変動状況は基準日ごとに把握することとなる。

(10) 共済金額（法第114条、第150条の5の8）

共済金額は、群単位引受方式にあつては飼養群ごと、農家単位引受方式にあつては組合員等ごとに、共済価額に最低付保割合を乗じて得た金額を下らず、共済価額の8割を超えない範囲内において、組合員等が申し出た金額である。

ア 最低付保割合

最低付保割合は、肉豚の肥育による価額の増加を勘案して、他の共済目的より高く、4～6割と定められており、組合等はこの範囲内で最低付保割合を選んで共済規程等に規定する。

イ 共済金額の算出

実務上は、組合等は家畜共済掛金率一覧表に、1頭当たりの価額に最低付保割合を乗じて得た金額を下らず、共済価額の8割を超えない範囲内において1頭当たりの共済金額を表示し、そのうちから組合員等が申し出た金額に加入頭数を乗じて得た金額である。

ウ 年度ごとの最初の共済関係成立時において組合員等が申し出た1頭当たりの共済金額は、群単位引受方式においては、逆選択、道徳的危険等を防止するため、その年度中に成立する当該組合員等の他の包括共済関係においても同額とする。

エ 農家単位引受方式における共済金額

農家単位引受方式は、共済掛金期間を1年間として期首の現在飼養頭数で共済関係を成立させ、期中の異動及び事故により引受けの内容が変動することとなるので、肉豚以外の包括共済と同様に共済金額及び付保割合が変動することとなる。

(ア) 付保割合の増減

肉豚の出荷及び支払限度超過後の一般事故の発生により頭数が減少したとき又は子豚の加入資格取得により頭数が増加したときは、それによつて共済価額が増減するが、肉豚の場合異動が頻繁にあるため、その都度増減することは困難であることから基準日ごとに増減することとしているので、付保割合も基準日ごとに变化することとなる。

(イ) 共済金額の変更

- a 死亡事故により共済金が支払われたときは、次の基準期間の開始の時にその共済金に相当する金額を共済金額から減額する。したがって、同一の基準期間内は、付保割合は固定されることとなる。
- b (6)のエに示す理由による導入（権利義務の承継によるものを含む。）、子豚の加入資格取得及び権利義務の承継により共済価額が増加したことに伴い、組合員等はその異動のあつた基準期間の開始の時ににおける付保割合の範囲内で共済金額を増額することができる。
- c 共済金額の増額の請求は異動のあつた次の基準期間の開始の時から2週間以内に、追加共済掛金の納入は増額請求の日から2週間以内に行わなければならない。なお、増額に係る責任は納入のあつた日の翌日から開始することとなる。
追加共済掛金の額は、10の(1)のエの方法によつて算出された増額請求をした日の翌日から月割りによつて計算した金額である。
- d 継続時においては、その時点で得られる最新の資料により現在飼養頭数を把握し、新たな共済金額を設定する。

(11) 共済金（法第114条、第114条の2、第116条、第150条の5の10）

共済金の計算方法は、肉豚以外の場合と同様であるが、群単位引受方式の場合は、共済金額及び共済価額は共済関係成立時のものを変更せず、また、肉豚が死亡した場合には残存物や補償金のないのが通常であるので、共済金の額は一般的には事故豚の引受時の1頭当たりの共済金額と同額となる（ただし、支払限度超過後の特定事故は除く。）。

一方、農家単位引受方式の場合、付保割合は基準日を経過するごとに变化するが、基準期間内は一定であるので、共済金の支払額は基準期間内は一定となるが、基準期間ごとに変換することとなる。

なお、肉豚については肥育程度による評価が困難なこと及び豚価の変動が著しいことから、純損害額の計算に当たっては「事故の原因が発生した直前の価額」は評価しないこととしている。

(12) 待期間（法第118条、第150条の5の11）

農家単位引受方式についての待期間は、次のとおり取り扱う。

ア 新規引受家畜の待期間

共済責任の始まつた日から2週間を待期間とし、その間に生じた共済事故については組合員等は共済金の支払いを請求することはできない。

ただし、次の場合は、この限りではない。

- (ア) 当該共済事故の原因が共済責任の始まつた後に生じたことが明らかな場合
- (イ) 当該事故豚が、その組合員等の飼養する母豚から出生し、農家単位引受方式の成立後に出生後第20日の日（その日に離乳していないときは、離乳した日）を経過したものである場合（規則第47条の24第2号の場合に限る。）
- (ウ) 当該事故豚が群単位引受方式から農家単位引受方式に切り替えていた場合（規則第47条の24第3号の場合に限る。）
- (エ) 当該事故豚が農家単位引受方式から群単位引受方式に切り替えていた場合（規則第47条の24第4号の場合に限る。）

イ 追加引受家畜の待期間

農家単位引受方式において、共済掛金期間の中途において(6)のエに示す理由により肉豚を導入した場合及び権利義務の承継により共済目的である肉豚を譲り受けた場合は、当該肉豚については共済責任の始まつた日から2週間を待期間とし、その間に生じた共済事故については共済金の支払いを請求することはできない。た

だし、次の場合は、この限りではない。

(ア) 当該共済事故の原因が共済責任の始まった後に生じたことが明らかな場合

(イ) 権利義務の承継により同一組合等の他の特定包括共済に付されていた肉豚であつて、当該共済事故が生じた日の前日から起算して2週間以上前から譲渡人又は譲受人により当該組合等の特定包括共済に付されていた場合（規則第47条の24第5号の場合に限る。）

ウ 共済金額の増額の場合の待期間

共済掛金期間の継続時に共済金額が増額され、かつ、継続直後の付保割合が継続直前の共済掛金期間満了の日（以下「最後の基準日」という。）の付保割合よりも大きい場合、増額の日から2週間を待期間とし、その間に生じた共済事故について支払うべき共済金は継続直前の最後の基準日の付保割合により算定する。また、継続直後の付保割合が組合等で定める最低割合を超えて引き上げられた場合（共済規程等の定める最低付保割合がそれまでより高い割合に改正された場合であつて、かつ、継続直前の最後の基準日の付保割合が改正前の最低付保割合以上で改正後の最低付保割合未満であつた場合に限る。）は、当該共済事故に対しては、当該最低付保割合を用いて支払うべき共済金を算定する。ただし、その共済事故の原因が共済金額の増額の日以降に生じたことが明らかな場合は、この限りではない。

エ 共済事故の選択制により拡大した事故についての待期間

農家単位引受方式において、組合員等が共済掛金期間の継続時に事故の拡大をした場合には、その変更の日から2週間を待期間とし、その間に生じた事故で新たに共済事故になったものについては組合員等は共済金の支払いを請求することはできない。

(13) 免責（法第99条、第120条、第129条）

群単位引受方式については、事故発生時において、正当な理由がないのに、飼養群に所属する全ての肉豚が加入資格取得日齢に達しているにもかかわらず、加入申込みをしていない飼養群又は加入申込み後2週間を超えて共済掛金の払込みを行っていない飼養群が認められた場合は、他の共済関係についても共済金の全額を免責する。

(14) 権利義務の承継（法第150条の5の10）

農家単位引受方式について権利義務の承継があつた場合、承継した者が現に共済関係を成立させていたときは、当該組合員等に飼養されていた肉豚については2つの共済関係が成立することになり、各々の共済関係から支払われる共済金（独立責任額）の合計額が実損害額の100の80に相当する金額を超えるときは、実損害額の100分の80に相当する金額に独立責任額のその合計額に対する割合を乗じて得た額が、それぞれの共済関係から支払われる。

(様式例)

肉 豚 共 濟 管 理 簿

[illegible]

(様式例)

肉 豚 共 済 異 動 通 知 書

平成 年 月 日

住所

氏名 印

平成 年 月 日 ～ 月 日の基準期間における異動状況は下記のとおりです。

産 頭	子 数	離 頭	乳 数	導 頭	入 数	死 頭	亡 数	出 頭	荷 数	繁 仕 向 頭 数	殖 頭 数	当 引 受 頭 数	月 母 頭	豚 数

(注) 1. 肉豚共済管理簿(様式例)から転記する。なお、当該管理簿の写しをもってこれに代えることができる。

2. 「母豚頭数」欄には、新たな基準期間開始時の母豚の飼養頭数を記入する。

27 責任準備金

責任準備金の積立額は、規則第21条で規定されており、農業共済団体等の経理処理要領で家畜責任準備金と技術責任準備金とに分けて算出するように規定されているが、具体的には、次のような計算表に基づいて行うのが便利である。

(1) 1年期間加入（短期月数又は共済掛金期間中の共済金額増額の未経過月数が12か月のものを含む。）

加入月	A	係数(B)	A × B
4	円	1	円
5		2	
6		3	
7		4	
8		5	
9		6	
10		7	
11		8	
12		9	
1		10	
2		11	
		計	(a)
		a/12	円 (b)

Aの額（以下同様）

区 分	保険 関係	家 畜 責 任 準 備 金	技 術 責 任 準 備 金
組合等	イ	責任保留割合 共済掛金（甲＋乙）×（0.1、0.2、0.3）	
	ロ	責任保留割合 共済掛金甲×（0.1、0.2、0.3）	共済掛金乙（組合等保留）
連合会	イ	共済掛金（甲＋乙）×0.3	
	ロ	共済掛金甲×0.3	共済掛金乙（連合会保留）
特定 組合	イ	共済掛金（甲＋乙）×0.5	
	ロ	共済掛金甲×0.5	共済掛金乙（特定組合保留）

(2) 短期加入及び共済掛金期間中の共済金額の増額（3月加入分を除く。）

共済掛金期間終了の月	A	係数(B)	A × B
4		1	
5		2	
6		3	
7		4	
8		5	
9		6	
10		7	
11		8	
12		9	
1		10	
		計	(c)
(注) Aは年額で記入する。		C/12	円 (d)

上表はAは、共済掛金期間終了の月によつて正確に整理することは困難と思われるので、次表により加入の月と短期月数又は未経過月数とによつて共済掛金期間終了の月ごとの額を算出して差し支えない。

加入月	共 済 掛 金 期 間 終 了 の 月									
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1
5	(11)									
6	(10)	(11)								
7	(9)	(10)	(11)							
8	(8)	(9)	(10)	(11)						
9	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)					
10	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)				
11	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)			
12	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)		
1	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	
2	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)
計										

(注) () は短期月数又は未経過月数である。

(3) 肉豚の郡単位引受方式 (3月加入分を除く。)

共済掛金期間終了の月	A	係数(B)	A × B
4		1	
5		2	
6		3	
7		4	
8		5	
9		6	
計			(e)
e/7			(f)

(注) 短期加入の場合のAは、短期係数を乗ずる前の額とする。

共済掛金期間終了の月によって正確に整理することは困難と思われるので、次表のように加入の月と共済掛金期間の月数とによって共済掛金期間終了の月ごとの額を算出して差し支えない。

加 入 月	共 済 掛 金 期 間 終 了 の 月				
	4	5	6	7	8
10	(6～)				
11	(5)	(6～)			
12	(4)	(5)	(6～)		
1	(3)	(4)	(5)	(6～)	
2	(2)	(3)	(4)	(5)	(6～)
計	円	円	円	円	円

(注) () は共済掛金期間の月数である。

(4) 3月加入分 (A) 円 (g)

(5) 責任準備金 (b + d + f + g) 円

28 損害評価会（法第143条）

損害評価会においては、共済事故に係る損害の防止及び認定に関する重要事項について調査・審議する。

（1）損害評価会の調査・審議事項

ア 組合等（特定組合を除く。）

- （ア）家畜が共済に付されていること、損害が共済事故によつて生じたものであること及びその事故が特定事故によつて生じたものであるかどうかの現地確認方法
- （イ）加入時の家畜の価額、肉皮等残存物の価額及び廃用家畜の価額の評価方法
- （ウ）特定損害防止事業の実施上の重要事項
- （エ）その他家畜共済の損害の額の認定又は損害防止事業に関する重要事項

イ 連合会及び特定組合

- （ア）家畜が共済に付されていること、損害が共済事故によつて生じたものであること及びその事故が特定事故によつて生じたものであるかどうかの現地確認方法
- （イ）家畜の価額、肉皮等残存物の価額及び廃用家畜の価額の評価基準
- （ウ）肉皮等残存物価額及び廃用家畜の価額の基準額算定に用いる基準単価及び生体取引の場合の処理経費
- （エ）通常必要とする診療の範囲
- （オ）医薬品の適用範囲
- （カ）特定損害防止事業の実施上の重要事項
- （キ）その他家畜共済の損害額の認定又は損害防止事業に関する重要事項

（2）損害評価会の運用

ア 組合等

- （ア）損害評価会に家畜共済部会を置く場合の家畜共済部会の委員（以下「委員」という。）の数は3名以上5名以下とする（ただし、事業規模が大きい組合等については、この限りではない。）。委員は、学識経験者のうちから次の各事項を参しやくして定める。
 - a 委員のうち1名は組合等の職員とする。
 - b 委員は、損害評価員と兼務であつても差し支えない。
 - c その組合等の共済家畜の診療に従事する者（aで選任された者を除く。）は、この会の性格にかんがみ、委員としない。
 - d 委員は獣医師であることを必要としない。
- （イ）損害評価会に家畜共済部会を置かない場合においても、損害評価会の委員は、（ア）のaからdまでを参しやくして選任するものとする。
- （ウ）組合等は、調査・審議すべき具体的事項を明記した文書を損害評価会に提出する。
- （エ）損害評価会は、提出された事項を調査・審議し、速やかに組合等に通知するものとする。審議結果は、後日の事務に参考となるような事項を明記する方法をとること。

イ 連合会

- （ア）家畜共済部会の委員の数は3名以上9名以下とする。
- （イ）委員は、学識経験者のうちから次の各事項を参しやくして定める。
 - a 委員のうち少なくとも1名は、連合会の職員とするが、委員総数の3分の1を超えないものとする。
 - b 委員は損害評価員と兼務であつても差し支えない。
- （ウ）連合会は、調査審議すべき具体的事項を明記した文書を損害評価会に提出する。
- （エ）損害評価会は、提出された事項を調査・審議し、速やかに連合会に通知するも

のとする。また、審議結果には後日の事務に参考となるような事項を明記する方法をとること。

(オ) 連合会の損害評価会の委員は、組合等の損害評価会の委員を兼務することはできない。

29 市町村移譲（法第85条の4）

市町村が共済事業を実施することとなつた場合において、その公示とともに消滅する家畜共済の共済関係に係る未経過共済掛金及び未経過保険料の払い戻し方法並びにその後の事務処理は、次によるものとする。

なお、未経過再保険料の取扱いその他の事務処理についても同様とする。

また、市町村が共済事業を廃止して、農業共済組合が行うこととなつた場合の取扱いについてもこれに準ずる。

(1) 払い戻し方法

ア 市町村移譲の際、農業共済組合がその組合員に払い戻すべき未経過共済掛金の額には国庫負担部分が含まれているが、その国庫負担部分は同時に国庫に返還され、さらに市町村に加入した農家については新たに国庫負担することとなるため、事務取扱上は国庫負担額を含めずに未経過共済掛金及び未経過保険料を算出することとなる。

計算方法は、次の算式による。

(ア) 未経過共済掛金

$$\{(\text{公示時の共済金額} \times \text{共済掛金率}) - \text{国庫負担額}\} \times \frac{\text{未経過月数}}{\text{一般の共済掛金期間}}$$

(イ) 未経過保険料

$$\begin{aligned} & \text{「イ」の保険関係} \left[\{(\text{公示時の共済金額} \times \text{共済掛金率「甲+乙」} \times \text{保険割合}) \right. \\ & \quad \left. + (\text{公示時の共済金額} \times \text{共済掛金率「丙」})\} - \text{国庫負担額} \right] \\ & \quad \times \frac{\text{未経過月数}}{\text{一般の共済掛金期間}} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & \text{「ロ」の保険関係} \left[\{(\text{公示時の共済金額} \times \text{共済掛金率「甲」} \times \text{保険割合}) \right. \\ & \quad \left. + (\text{公示時の共済金額} \times \text{共済掛金率「丙」})\} - \text{国庫負担額} \right] \\ & \quad \times \frac{\text{未経過月数}}{\text{一般の共済掛金期間}} \end{aligned}$$

(注) 1) 上記(ア)及び(イ)の算式において未経過月数は、市町村への共済事業の移譲に係る公示の日から共済掛金期間満了の日までの月数（公示の日から翌月の応答日の前日までを1か月とし、1か月未満の端数はこれを切り上げて1か月とする。）とする。

2) 共済金額は、公示時の頭数による病傷給付対象共済金額の限度額を超えているときは、「共済金額×共済掛金率」を「共済金額×共済掛金率（死廃）+公示時の頭数による病傷給付対象共済金額の限度額×共済掛金率（病傷）」とする。

3) 国庫負担額は（公示時の共済金額×共済掛金標準率×国庫負担割合）である。ただし、公示時の共済金額は、公示時の頭数による国庫負担対象共済金額の限度額を超えているときは、その国庫負担対象共済金額の限度額とする。

4) 「ロ」の保険関係であつて、連合会に技術料を保留している場合の未経過

技術料は、未経過保険料に準じて払い戻すものとする。

- 5) 多種包括共済に係る共済掛金率を組合等内一律に定めている場合、危険段階別に共済掛金率を定めている場合又は多種包括共済のうち、共済掛金率を組合等内一律に定めるとともに危険段階別の共済掛金率を定めている場合にあってはア及び（注）の2）、3）において、「共済掛金率」とあるのをそれぞれ「多種包括共済掛金率」、「危険段階共済掛金率」又は「多種包括危険段階共済掛金率」と、「共済掛金標準率」とあるのをそれぞれ「多種包括共済掛金標準率」、「危険段階共済掛金標準率」又は「多種包括危険段階共済掛金標準率」と読み替えるものとする。

イ アにより農業共済組合及び連合会は、それぞれ未経過共済掛金及び未経過保険料を払い戻すことになるが、当該農業共済組合の組合員が、公示の前に市町村との間に新たに家畜共済の共済関係を結ぶ旨の意思表示をしたときは、次に掲げる方式によることができる。

- （ア）組合員は、公示の日までに市町村に対し、公示の日付けをもつて家畜共済の加入申込みをする旨及び農業共済組合から払い戻しを受ける未経過共済掛金を第1回の共済掛金に当てる旨の意思表示を行うこと。

市町村は、公示の日までに当該組合員に対して、公示の日付けをもつて諾否を決定する旨の通知を行つておくこと。

- （イ）農業共済組合、組合員及び市町村の三者で公示の日までに様式1による契約書を作成する。なお、契約書の日付けは公示の日付けにしておくこと。

① 農業共済組合が組合員に対して負っている未経過共済掛金を払い戻す債務を、市町村が引き受けることにする。

② 市町村は、当該市町村とあらためて家畜共済の共済関係の成立することとなる者から、第1回の加入者負担共済掛金の払込みを受ける権利と、①によりその者が市町村に対して有することになる未経過共済掛金の払い戻しを受ける権利とを公示の日付けで相殺する。

- （ウ）農業共済組合、連合会及び市町村の三者で、公示の日までに様式2による契約書を作成し、次のような取扱いをする。

① 農業共済組合は、連合会に対して有する未経過保険料の払い戻しを受ける権利を市町村に譲り渡す。

② 連合会は、市町村との間に新たに成立する家畜共済に係る保険関係についての保険料の払込みを受ける権利と、①により市町村が連合会に対して有することとなる未経過保険料の払い戻しを受ける権利とを、公示の日付けをもつて相殺する。

様式 1

契 約 書

〇〇村（市、町）（以下「甲」という。）、〇〇農業共済組合（以下「乙」という。）及び乙の組合員であつて農業災害補償法第85条の3第3項の公示があつた日（以下「公示の日」という。）に、乙の家畜共済に付していた家畜を甲の家畜共済に付することとなる者（以下「丙」という。）は、次のとおり契約する。

第1 甲は、乙が農業災害補償法第85条の4第3項の規定により、丙との間に存する家畜共済の共済関係についてのまだ経過しない期間に対する共済掛金を丙に対して払い戻さなければならない債務を、公示の日において引き受ける。

第2 丙は第1による引受けについて同意する。

第3 甲は、丙の家畜であつて、新たに甲との間に成立する家畜共済の共済関係に係るものについて第1回の共済掛金期間に対する共済掛金の払込みを受ける権利と、丙が第1により甲に対して有する権利とを、公示の日付けをもつて相殺する。

平成 年 月 日

甲

住 所

〇〇村(市、町)

村(市、町)長

印

乙

住 所

〇〇農業共済組合

組合長理事

印

丙

住 所

印

住 所

印

住 所

印

様式 2

契 約 書

〇〇農業共済組合連合会（以下「甲」という。）、〇〇村（市、町）（以下「乙」という。）及び〇〇農業共済組合（以下「丙」という。）は、次のとおり契約する。

第 1 丙は、農業災害補償法第85条の 4 第 3 項の規定により、甲との間に存する家畜共済に係る保険関係についてのまだ経過しない期間に対する保険料の払い戻しを甲から受ける権利を、同法第85条の 3 第 3 項の公示があつた日（以下「公示の日」という。）に、乙に譲り渡す。

第 2 甲は、公示の日をもつて乙との間に新たに成立する家畜共済に係る保険関係について、乙から保険料の払込みを受ける権利と、乙が第 1 により甲に対して有する権利を相殺する。

平成 年 月 日

甲

住 所

〇〇農業共済組合連合会

会長理事

印

乙

住 所

〇〇村(市、町)

村(市、町)長

印

丙

住 所

〇〇農業共済組合

組合長理事

印

（２）引受事務

ア 共済事業の移譲を受けた市町村（以下「市町村」という。）は、契約書に基づき農業共済組合との共済関係が消滅した家畜共済に係る保険関係について、未経過保険料の払い戻しを受けるため、様式 3 の「保険料還付請求書」に、当該農業共済組合が作成した様式 4 の「家畜共済消滅報告書」を添えて、連合会に提出する。

イ 市町村は、公示の日をもつて、当該農業共済組合との間に家畜共済の共済関係が成立していた組合員から、公示の日までに申し込まれた家畜共済の共済関係について引受けを行う。その引受けに係る「引受通知書」及び「引受通知書明細」は、他の新たに家畜共済の共済関係に付したものの引受通知書及び引受通知書明細とは別葉として「保険料還付請求書」及び「家畜共済消滅報告書」とともに連合会に提出する。

ウ 連合会は、「家畜共済消滅報告書」と「引受通知書」及び「引受通知書明細」により、市町村が納入すべき差額保険料がある場合には、納入させるための手続きを行う。

エ 連合会は、市町村からの保険料還付請求に基づいて、様式 5 の「再保険料還付請求書」及び「家畜共済消滅集計報告書」を作成して農林水産大臣に提出する。

オ 連合会は、イの「引受通知書」及び「引受通知書明細」に基づき、「引受集計通知書」及び「引受集計通知書明細」を市町村ごとに別葉にとりまとめ、「再保険料還付請求書」及び「家畜共済消滅集計報告書」とともに農林水産大臣に提出する。

カ 農林水産大臣は、「家畜共済消滅集計報告書」と「引受集計通知書」及び「引受集計通知書明細」により、連合会が納入すべき差額再保険料がある場合には、納入

手続を行う。

キ 市町村ごとの納入再保険料の額が還付再保険料請求の額に満たない場合は、再保険料還付請求の額に達するまで、当該市町村ごとの引受集計通知書及び引受集計通知書明細を別葉として提出する。

(提出すべき書類)

(ア) 保険関係

保険料還付請求書(様式3)	}	1綴として、市町村から連合会に提出
家畜共済消滅報告書(「4)		
家畜共済引受通知書		
家畜共済引受通知書明細		

(イ) 再保険関係

再保険料還付請求書(様式5)	}	1綴として、連合会から農林水産大臣に提出
家畜共済消滅集計報告書(家畜共済追加引受集計通知書及び家畜共済追加引受通知書明細を使用する。)		
家畜共済引受集計通知書		
家畜共済引受集計通知書明細		

様式 3

保 険 料 還 付 請 求 書

〇〇農業共済組合連合会会長理事 殿

平成 年 月 日

〇〇村（市、町）長

印

農業災害補償法第85条の4及び平成 年 月 日付け契約書に基づき、別紙書類を添えて、下記によって金 円を請求いたします。

記

未経過保険料中、国庫負担部分を除いた額 円

- 別紙書類
- (1) 家畜共済消滅報告書
 - (2) 家畜共済引受通知書及び家畜共済引受通知書明細（農業共済組合との間に成立していた共済関係であつて、公示の日をもつて市町村が引受けを行つた者についての引受通知書及び引受通知書明細）

様式 4

家畜共済消滅報告書

〇〇農業共済組合連合会会長理事 殿

平成 年 月 日

〇〇農業共済組合組合長理事 印

市 区 町 第 葉
郡 村

(公示の日 平成 年 月 日)

地区コード		組合等コード		包括共済対象家畜の種類		事故除外の区分		保険関係		イ・ロ		未経過月数		か月	
農家	組合員	頭	公示時の	割	共済	病傷給付	未経過共済掛金		未経過		未経過		未経過		
番号	氏名	数	共済価額	合	金額	共済金額	死産	病傷	乙	丙	計	過保	国庫	負担額	
			円		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
		計													
~~~~~															
計	農家数	計													
		還付請求額		円		未経過組		円		未経過連合		円			
		合 計				合 技 術 料				会 技 術 料					

- (注) (1) 包括共済対象家畜の種類又は共済目的の種類ごとに作成する。  
 (2) 頭数及び共済金額は、公示時のものとする。  
 (3) 多種包括共済の場合は、病傷給付対象共済金額を下段に記入し、これを公示時の共済価額の割合であん分し、共済目的の種類別の額を算出する。  
 (4) 多種包括共済の共済掛金率を組合等内一律に定めている場合は、未経過共済掛金は下段のみ記入する。  
 (5) 肉用牛等（肥育用成牛のみ、又はその他の肉用成牛のみ）、一般馬、種豚及び肉豚については、「公示時の共済金額」及び「割合」欄を削り、下段のみ記入する。  
 (6) 上段は一般の共済掛金期間分、下段は未経過月数分を記入する。

様式 5

再 保 険 料 還 付 請 求 書

農林水産大臣 殿

平成 年 月 日  
番 号  
〇〇農業共済組合連合会会長理事 印

下記のとおり、共済事業の市町村移譲に伴う家畜再保険料について別紙書類を添えて  
金 円を請求いたします。

記

市町村名	移譲を行つた組合		公示の日	未経過納入再保険料 の還付を請求する額
	地区コード	組合名		
				円

- 別紙書類 (1) 家畜共済消滅集計報告書
- (2) 家畜共済引受集計通知書（農業共済組合との間に成立していた共済関係であつて、公示の日をもつて市町村が引受けを行つたものに係る市町村ごとの引受集計通知書）

付録（７の（１）のイの（キ）関係）

共済掛金期間中に胎児が授精等の後240日に達する可能性の判定基準例

共済掛金期間中に胎児が授精等の後240日に達する可能性の有無の判定はこの基準によるものとする。

1 未経産牛

共済掛金期間開始の時ににおける当該牛の出生後の月齢(以下「出生月齢」という。)及び当該共済掛金期間満了までの月数(以下「残余期間」という。)ごとに、付表１のそれぞれ該当する出生月齢の欄、残余期間の項の数字０、１、２に応じて、胎児が授精等の後240日に達する可能性を、それぞれ０回、１回、２回とする。

（注） 付表１は、初回授精月齢を15か月齢、生理的空胎期間を40日とした場合の例であるから、これにより難い場合は、組合等において一般的であり、かつ、適切と認められる初回授精月齢又は生理的空胎期間により補正を行い、付表１に準じた付表を作成すること。

2 経産牛

共済掛金期間開始の時ににおける当該牛の授精等の後の経過月齢(以下「妊娠月齢」という。)及び残余期間ごとに、付表２のそれぞれ該当する妊娠月齢の欄、残余期間の項の数字０、１、２に応じて、胎児が授精等の後240日に達する可能性をそれぞれ０回、１回、２回とする。

（注） 付表２は、生理的空胎期間を40日とした場合の例であるから、これにより難い場合は、組合等において一般的であり、かつ、適切と認められる生理的空胎期間により補正を行い、付表２に準じた付表を作成すること。

付表 1

未経産牛（授精等年月日の判明するものを除く。）

[illegible]

付表 2

経産牛（授精等年月日の判明する未經産牛を含む。）

[illegible]

(様式例)

## 診療種別等通知書

氏名                      様

診療家畜の個体番号又は共済番号(個体識別番号)

診療日 平成    年    月    日

種別等		治療に用いた動物用医薬品等の品名
第1 診察料	<input type="checkbox"/>	
第2 薬治料	<input type="checkbox"/>	
第3 文書料	<input type="checkbox"/>	
第4 検査料	<input type="checkbox"/>	
第5 注射料	<input type="checkbox"/>	
第6 処置料	<input type="checkbox"/>	
第7 指導料	<input type="checkbox"/>	
第8 手術料	<input type="checkbox"/>	
第9 入院料	<input type="checkbox"/>	

(該当する種別等についてチェックする: ☒ )

発行日 平成    年    月    日

住所(団体名)

獣医師名

- 1 種別等の欄は具体的な診療行為の記載をもってチェックに代えることができる。
- 2 「18 家畜診療所」の農業共済団体等家畜診療所運営規則(例)の事故外診療等通知書と兼ねることも差し支えないが、その場合は病傷事故外診療費等の内容及び料金の記入欄を設けること。

(様式例)

病傷事故診断書のチェックリスト(詳細)

番号	審査項目	チェック欄
I	<b>病傷事故診断書として必要とされる事項の審査</b>	
1	「番号」欄には、組合等が付した診断書整理番号(受付順の一連番号)を記入しているか	
2	「受付年月日」欄には、組合等が診断書を組合等で受け付けた年月日を記入しているか	
3	「共済責任開始年月日」及び「個体番号又は共済番号(個体識別番号)」欄は、組合等が個体整理簿から転記しているか	
4	「共済関係」、「組合等コード」、「組合員等コード」、「個体番号又は共済番号(個体識別番号)」、「共済目的の種類」、「生年月」、「事故除外区分」、「名号」、「毛色特徴」の各欄には必要事項を記入しているか	
5	「共済目的の種類」欄には、牛の子牛等を共済目的とする場合の出生子牛等の事故は「乳用子牛等」又は「その他の肉用子牛等」に「出生子牛」と付記しているか	
6	「性」欄には、乳用子牛等、肥育用成牛、肥育用子牛、その他の肉用成牛、その他の肉用子牛等、一般馬、種豚の場合に、雄、雌、去勢の別を記入しているか	
7	「最終分娩年月日」、「現在乳量」、「妊娠月数」の各欄には、該当事項を記入しているか	
8	「稟告」欄には、獣医師が求診された時に、患畜について、既往症、発病から初診に至るまでの状況及び経過、畜主のとした処置等について、聴取した事項を記入しているか	
9	「発病の原因」欄には、獣医師が稟告と診断結果とを総合して発病の原因と判断した事項を具体的かつ簡明に記入しているか	
10	「病傷名」欄には、単一の疾患によるものである場合には(1)に該当疾患の病名を記入しているか。また、複数の病態(合併症、継発症)によるものである場合には、担当獣医師が支配的と診断した疾患の病名を第一病名として(1)に記入し、合併症又は継発症を第二病名として(2)に記入しているか	
11	「病傷名」欄には、家畜共済事故病類別表で小分類まで設定されている疾病については、診断により小分類まで確定された場合には該当する小分類の項目を、確定できなかった場合は小分類の「その他」を( )を付して、病傷名に付記しているか	
12	「診療回数」欄及び「発病、初診、終診及び転帰年月日」欄には、「病傷名」欄の(1)及び(2)ごとに、その回数及び年月日を記入しているか	
13	「転帰年月日」欄には、治癒、死亡、法令殺、廃用又は中止となった年月日を記入しているか	
14	「転帰」欄は、該当文字に○印をしているか	
15	「現症・経過」欄には症状の概要を一診療ごとに簡明に記入しているか	
16	「治療内容」、「薬価」及び「点数」欄には、行った診療に応じて、それぞれ並列して記入しているか	
17	「治療内容」欄には、往診キロ数、行った診療の種別、診療点数表において薬価基準表に基づく増点規定のある種別について医薬品を使用した場合には、その品名と使用量を記入しているか	

18	「治療内容」欄には、組合員等が医薬品を提供した場合には、その旨を記入しているか	
19	指導を行った場合は、指導書を添付しているか	
20	「薬価」欄には、使用した医薬品の量に応じ薬価基準表によって計算された金額を記入しているか	
21	組合員等が提供した医薬品を使用して診療を行った場合には、組合員等が実際に負担した当該医薬品を購入額の使用量割合に基づく金額を記入しているか	
22	「点数(除薬価)」欄には、診療した種別ごとの診療点数を記入しているか(ただし、「イ」の保険関係においては、A点数を記入する必要はない。)	
23	「計」欄には、薬価、B点数及びA点数をそれぞれ合計して記入しているか	
24	「点数合計」欄には、薬価の合計額を10円で除した数(少数点以下は四捨五入し、その除した数が1に満たない場合は切り上げて1とする。)をそれぞれB点数、A点数に加えた点数を記入しているか	
25	「診療費」欄には、診療獣医師が組合員等から徴収する額より初診料を除いた額を記入しているか	
26	「初診料」欄には、診療獣医師が組合員等から徴収した初診料を記入しているか	
27	「年月日、住所(所属)、獣医師氏名」については、作成年月日及び獣医師の住所又は所属を明記し、署名捺印しているか	
28	「免責該当条項」欄には、免責に該当する場合は、共済規程(条例)の該当条項及び免責額を組合等が記入しているか	
29	「給付額」欄には、組合等が家畜共済病傷事故記録の「支払共済金」欄から支払共済金の額を転記しているか	
30	「取扱者印、年月日」欄には、審査に当たった組合等及び連合会の職員が捺印し、審査年月日を記入しているか	
<b>II</b>	<b>病傷事故給付基準に従った診療実施有無の審査</b>	
1	病傷事故の範囲及び通常必要とされる診療行為に対してのみ給付の対象としているか   (「家畜共済の共済金の支払の対象となる疾病及び傷害」とは、獣医学的な意味での疾病及び傷害をいうのではなく、獣医師の治療を必要とする程度の、家畜としての機能に支障を来す異常な状態をいい、「通常必要とされる診療」とは、その病傷に対し、最も有効で、かつ、最も経済的な診療方法であって広く学会に認められ一般に普及しているものであり、効果の乏しい不経済な診療方法や効果の不確実な新しい診療方法等は含まれない。)	
2	結果的に健康検査、妊娠鑑定、通常分娩の助産等にすぎなかったものが共済金請求されていないか   (診断の結果病傷ではないことが明らかなものについては共済事故とはならない。)	
3	一般に獣医技術を必要としないと認められる病傷に対する治療を損害の額に算入していないか   (例:組合員等が加入家畜について通常すべき管理その他損害防止により処置できる程度の病傷に足す得る診療行為。)	
4	効果の期待できない治療を損害の額に算入していないか   (例:余病を併発するおそれがないグラム陰性菌による疾病と確定した後に行われたペニシリン療法のような不合理な治療。)	

5	必要を超えて加えられる治療を損害の額に算入していないか (例: 治療しているにもかかわらず加えられる治療又は対処療法の範囲を超える保健栄養剤の投与のような行為。)	
6	治療の見込みのない病傷の治療を損害の額に算入していないか (例: 牛の結核病、馬の伝染性貧血等現在の獣医技術水準においては一般に治療の効果が望めない種類の疾病に対する利用。ただし、治療の見込みがないと診断された場合においても、それに併発した病傷のための残存物価額が著しく低下すると考えられるときは、これを防止するために応急的に行った最小限に診療についてはこの限りではない。)	
7	試験・研究を目的とする診療を損害の額に算入していないか (例: 試験・研究を目的とする診療、獣医学的に根拠の薄弱な特異な療法等。)	
8	他の安価な治療で治療し得ることが明らかな場合に行われる高価な治療を損害の額に算入していないか (例: 診療の経済性という観点から不適当な治療。他の高価な抗生物質で治療し得ることが明らかであるにもかかわらず、他の高価な抗生物質を用いた場合には、代替し得る安価な治療を超える部分は原則として共済金を支払わない。また、同一の医薬品について単位当たり価格が安価なものがあるにもかかわらず、単位当たり価格が高価なものを用いた場合には、その差額部分は原則として共済金を支払われない。)	
9	生命に関係がなく、また機能障害となるおそれのない病傷に対する治療を損害の額に算入していないか (例: 単純な皮膚病、少数の良性腫瘍等生命に影響がなく、また、機能障害となるおそれのない病傷に対する治療。)	
10	いわゆる二等乳症(酸高乳症、低酸度二等乳症等)、リポート・ブリーダー、潜在性乳房炎、ケトン血症、ケトン尿症等は共済事故に該当せず、これらの症状に対する治療を損害の額に算入していないか	
11	損害防止事業によって発見された病傷について、その時に行われた処置を損害の額に算入していないか (なお、当該事業によって発見された病傷について、その後治療を要するものについて治療を行ったときは、病傷事故として取り扱う。その後治療を要するものとは、病傷の原因が発生しているが病傷の徴候を現していて放置した場合は病傷が重篤となって死傷事故が発生するおそれがあるため、治療が必要と認められる場合とする。)	
12	【第1 臨床病理検査の基準】 「家畜共済における臨床病理検査要領」を参考とするものとし、普遍的に診断意義が認められていない検査の応用がなされた場合及び病態からみて必要性が認められない検査はないか	
13	確定診断後、病態の経過からみて通常必要とされる範囲を超えて行われた検査はないか	
14	臨床病理検査の給付回数が、一病傷事故期間(初診から転帰まで)を通して、3回以上のものがないか (臨床病理検査は、診断、病勢経過及び治療判定の目的で行われるものであるため、給付回数は原則として3回を限度とする(ただし、繁殖障害にかかる直腸検査はこの限りではない。))が、検査内容及び病類によっては、その必要性が異なることから、「2 具体的基準」に掲げるものについては、当該基準による給付する。)	
15	乳汁簡易検査、又は尿検査は、原則として3回を限度に給付するが、検査間隔が3日(診療当日を含む。)以内に検査が行われていないか	
16	【第2 病名別給付基準】 対症療法他に有効な治療方法がない場合を除き、対症療法の	

	みに頼るような診療が行われていないか (診療に当たっては、原因療法を基本とした合理的な診療を行うことを原則とし、原因療法のみで効果のない場合等には対象療法を加えるべきである。ただし、治癒の見込みがないと診断された後、診療を加えなければ、残存物の有効な利用を図ることができないと判断される場合に、応急的に行った最小限の診療についてはこの限りではない。)	
17	臨床症状、検査結果、治療結果等からみて、治療効果が認められないにもかかわらず同様な治療が継続して行われていないか	
18	ケトーシス、消化器病、尿石症、長期在胎、胎盤停滞について、「2 具体的基準」に基づく給付が行われているか	
19	卵巣疾患について、基準で定める給付制限期間に行われた治療を給付対象としていないか (当該給付制限期間内に行われた「治療」(診療点数表の第2薬治料、第5注射料、第6処置料、第8手術料、第9入院料が該当する。)については、共済金の支払い対象とはならない。)	
20	子宮内膜炎について、基準で定める給付制限期間に行われた全ての診療を給付対象としていないか (当該給付制限期間内に行われた「診療」(診療点数表の第1診察料から第9入院料までの全ての診療その他の行為が該当する。)については、共済金の支払い対象とはならない。)	
21	乳房炎、関節炎、関節周囲炎、蹄病、栄養失調、過労について、基準に従って給付しているか	
22	【第3 医薬品の給付基準】 医薬品を医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条に基づき承認された効能・効果又は用法以外に使用した場合には給付外としているか	
23	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条に基づき承認された用量を基準として損害額を算定しているか	
24	医薬品を併用した場合、併用によって著しい治療効果が期待できることが明らかな場合及び1種ではその目的が達成することが困難な場合を除き、併用した医薬品のうち最も安価はもの以外について給付していないか	
25	医薬品が所期の薬効を現さなかった場合は、無効であることが明らかになってから引き続き使用した医薬品について給付していないか	
26	局方医薬品及び一般名で薬価基準表に収載されている医薬品については、いずれかの製造(輸入販売)会社の医薬品が収載されている場合は、当該製造(輸入販売)会社の当該医薬品以外の医薬品について給付していないか	
27	解熱鎮痛消炎剤等、「2 薬効別基準」に従って使用した医薬品のみ給付しているか	
Ⅲ	架空診療等による病傷事故共済金不正請求を防止するための審査	
1	家畜共済加入家畜に対して実施された診療か	
2	個体番号、個体識別番号、耳標番号に不整合はないか	
3	共済責任期間中に実施された診療か	
4	待期間中に発生した事故に対して実施された診療か	
5	加入前にその原因が生じていた病傷に対して実施された診療か	
6	病傷事故を事故除外選択して加入していないか	
7	発病、初診、終診、又は転帰年月日の日付に不整合はないか	
8	診断年月日は転帰年月日以降の日付になっているか	

9	診断獣医師の署名筆跡、又は捺印欄の印影等が異なり、当該獣医師とは別の者が作成したと疑われる診断書はないか	
10	同一獣医師から、ある「病傷名」について、必要最低限の事項のみ修正し、ほぼ同一の「稟告・発病の原因」、「診療回数」、「現症・経過」、「治療内容」等が記載された診断書が不自然・かつ大量に作成されていないか	
11	同一獣医師から、一般的に当該共済目的には多発するとは考えられていない病傷名に対する診療を行ったとする診断書が不自然・かつ大量に作成されていないか	
12	病傷名等からみて、診療点数が著しく高くはないか	
13	「病傷名」を確定するに当たって、「稟告・発病の原因」、「現症・経過」、「治療内容」等にはその根拠となった畜主による聴取内容、獣医学的検査の実施・結果等が記述されているか	
14	「往診距離」には実走行距離が記載されているか	
15	同一獣医師から、比較的点数が高い胸部手術、第四胃左方変位整復手術等の腹部手術が大量に、又は継続して作成されていないか	
16	また、当該手術が実施された直後に死亡、又は廃用転帰をとった診断書が不自然、かつ大量に作成されていないか	
17	発病、初診、終診又は転帰年月日において、既に当該家畜が死亡、と畜、譲渡等がされており、診療の実施が疑わしいものはないか	
<b>IV</b>	<b>組合員等が診療その他の行為によって負担した額の審査</b>	
1	行った診療の種別は、家畜共済診療点数表に従った点数になっているか	
2	薬価は、薬価基準表に従った金額になっているか	
3	組合員等が提供した医薬品を使って診療が行われた場合、当該医薬品の購入額を購入伝票等の書類により確認したか	
4	また、この場合には組合員等が実際に負担した当該医薬品の購入額の使用量割合に応じた金額であり、かつ、薬価基準表の薬価を上限とした金額になっているか	
5	診断獣医師が指定獣医師であり、かつ、組合員等から代理受領を委任されていない、又は一般開業獣医師の診療を受けた場合、組合員等が診療その他の行為によって負担した費用を限度として共済金請求されていることを確認したか	
6	組合員等と獣医師が一定額による診療契約を締結している場合、組合員等が当該契約により獣医師に支払った（負担した）費用を限度として共済金を算定しているか	
7	病傷共済金支払限度額を超過していないか	